

「第9回 生活困窮者自立支援全国研究交流大会」報告書

「第9回 生活困窮者自立支援全国研究交流大会」報告書

一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク

一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク

第9回

# 生活困窮者自立支援 全国研究交流大会

報告書

一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク

厚生労働省委託事業

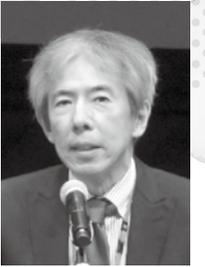
# はじめに

生活困窮者自立支援  
全国ネットワーク

顧問

宮本 太郎

(中央大学 法学部 教授)



生活困窮者自立支援全国ネットワークの第9回研究交流大会は、新型コロナウイルス感染拡大が収束しないなか、3回目のオンライン開催となりました。ただ、今年の全体会は、大部分の報告者、コーディネーター、スタッフが東京・新霞が関ビルの灘尾ホールに集まり、対面で議論をしながら発信するという形式をとりました。久しぶりに顔を合わせる関係者も多く、熱のこもった議論になったと思います。また大会のあり方としても、これから対面型とオンライン型を様々なかたちで結合させていく出発点になったのではないかと思います。

さて、今年度の大会は「多重不安の時代において生活困窮者自立支援制度と伴走型支援を問う」というテーマで開催されました。2022年は、引き続きコロナ禍のさなか、ロシアのウクライナ侵攻、円安等に起因する物価高騰、元首相への銃撃事件など、非日常的な事態が相次ぎ、不安が不安を呼ぶような年でした。まさに多重不安の年であったと言ってよいでしょう。

そのようななか、既存の生活保障の制度を利用しにくい、フリーランス、ひとり親世帯、若者や女性など「新しい生活困難層」の人々にとっては、2022年は相変わらず大変厳しい状況が続きました。誰もがいくつもの不安を抱く時代において、この層の人々には不安が実際の複合的困難となって降りかかってきたのです。そして、生活困窮者自立支援制度と生活福祉資金の特例貸付が「新しい生活困難層」支援の支柱となっていることは、ますます明瞭になってきました。

その一方で、この二つの制度しか主に頼れる仕組みがないという状況は、もはや先送りでできない課題も浮き彫りにしました。住居確保給付金の給付手続きなどに追われ負担が高まった生活困窮者自立支援制度については、この制度が本来目指す伴走型支援をいかに達成していくか、そのために何が求められるかがいよいよ切実に問われています。また生活福祉資金の特例貸付が2020年春から380万件以上にも及んだという事実は、包括的な相談支援と経済支援をいかに連携させられるかを、避けて通れない問題として突きつけています。

こうしたなかこの第9回大会の全体会では、第一部において伴走型支援の実現に向けてその理念と経験が多角的に論じられました。また第二部では、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度がこれからどのような役割分担をしていくべきかについて、突っ込んだ議論が展開されました。とくに生活困窮者自立支援制度が生活保護制度の不備を補完するのではなく、両者が相乗的に拡充し合い、支援の力を高めていくべきであることは、今大会で発表された本ネットワークの声明にあるとおりです。

各分科会でも、コロナ禍のもとでのこの3年間の経験をふまえて、多彩な論議が積み上げられました。生活困窮者自立支援制度はその意義がますます明確になるなかで、いっそう多様な課題を目の当たりにせざるをえなくなっています。そのような局面において、本報告書が大きな力を発揮するものと信じています。

## 主催

一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク  
厚生労働省委託事業

## 後援

全国社会福祉協議会

# 「第9回 生活困窮者自立支援全国研究交流大会」 報告書

## もくじ

第9回生活困窮者自立支援全国研究交流大会は、コロナウイルス禍の状況に鑑み、ビデオ会議アプリ「Zoom」を使ったリモート大会として、2022(令和4)年11月に開催致しました。

はじめに	1	分科会5(居住支援)	32
巻頭言	4	包括的居住支援と一時生活支援・地域居住支援事業のあり方を考える	
全体会1	6	分科会6(家計改善支援)	34
開会挨拶 午前	7	権利擁護支援と家計改善支援事業との連携～共に支え合う地域づくりを目指して～	
岡崎 誠也／大島 一博		分科会7(就労支援の機能強化)	36
第一部シンポジウム	8	変化する「無料職業紹介の活用」：施策と実務のあり方を探る	
「伴走型支援の現在そして可能性 多重不安の時代に地域社会の根幹を支える」		分科会8(活躍支援)	38
向谷地 生良／野々村 光子／原田 正樹／浦田 愛／宮本 太郎		続・地域を元気にする『活躍の地域・場』づくり	
国会議員からのエール	14	分科会9(支援者支援)	40
田畑 裕明／山本 香苗／石橋 通宏		生活困窮者支援における支援者支援とは～支援者自身を孤立させないネットワーク～	
第二部シンポジウム	15	全体会2	42
「生活保護制度と生活困窮者自立支援制度の新たな連携」		「私たちが住みたい地域でつながることの意味を考える」	
岩田 正美／奥田 知志／米田 隆史／池谷 秀登／新保 美香		鈴木 晶子／村木 厚子／鈴木 由美／池田 昌弘／林 星一／駒村 康平	
生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携のあり方について(声明)	22	●大会ニュース	50
分科会レポート	23	●開催要綱	56
分科会1(地域づくり)	24	●第9回生活困窮者自立支援全国研究交流大会アンケート集計結果	64
生活困窮者自立支援事業と地域づくり		●生活困窮者自立支援全国ネットワーク会員募集	71
分科会2(子ども・若者支援)	26	●家計改善支援部会のご案内	72
「プッシュ型」「アウトリーチ型」支援への「転換」にどう向き合うのか?		●役員一覧	73
分科会3(人材育成)	28		
相談支援の質をどう高めるか～従事者の人材育成、マネジメント			
分科会4(就労促進)	30		
自治体が進めるユニバーサル就労に学ぶ			

# 巻頭言

## 『人が人を支える』ということについて— 伴走型支援の意義

生活困窮者自立支援  
全国ネットワーク  
代表理事  
(認定 NPO 法人 抱樸理事長)  
奥田 知志



孤独、孤立の時代に「人が人を支える」という生活困窮者自立支援の意味を考えている。社会的孤立が問題となる中、追い打ちをかけるようにコロナ禍が3年続いた。「人が人を」という構図がいつそう難しくなった。しかし、いわばこの「喪失」の中で『人が人を』の意味が明確になったようにも思う。

私が代表をしている NPO 法人抱樸（ほうぼく）は、35年目の活動となる。ホームレス支援から始まり、現在では、居住、就労、子ども家族、障害福祉、介護、更生支援など27事業を行っている。

金曜日の夜、弁当や薬、防寒着などを携えて野宿状態の方を訪ねる。活動の第一義は「今日のいのちを支える」ということ。しかし、それだけでは終わらない。自立に向けアパート入居や就労について提案する。「野宿」とは何もない状態だ。常にいのちの危機にさらされている。そんな状態の方に「支援」を提供するのだから「待ってました」と即応されると、私たちのみならず、多くの人がそう「予測」する。しかし「予測」はおおむね外れる。「考えとくわ」「今度でいい」「放っておいてくれ」。大半の方々がそのような反応に留まる。それから長い関わりの日々が続く。何が足りないのか。

当初、私たちは、「提示している条件が悪い」と考えた。ホームレス自立支援法（2002年）

もない時代。公的な手立てが整わない中で「野宿」を承知でアパートを貸してくれる大家さんを探すのに苦労した。だから総じて「良い物件」とは言い難い。さらに事情を知った上で雇ってくれる会社も多くはなかった。当然「給料が良い」ということもならない。しかし、何度も訪ね、話しているうちにそれだけが理由ではないことに気づいた。では、何が足りないのか。

「その気」。もう一度生きる「意欲」や働く「動機」が足りない。それが無い限り、どんな「良い条件」を提示できても人は立ち上がれない。

では、「意欲」や「動機」はどこから来るのか。第一には「その人の中」から来ると思う。「良い暮らしがしたい」「車を買いたい」など本人が求めることであり、良い意味で「欲」と言ってもよい。これを「内発的な動機」と呼びたい。

しかし人は、その「欲」さえも潰える日を経験する。「放っておいてくれ」「もう死んでもいい」。支援の申し出にそう答える人は少なくなかった。そのように言わざるを得ない人がもう一度立ち上がるためにはどうしたら良いのか。それには「外から差し込む光」のようなものが必要だった。かつて、この部分は、家族や友達、あるいは会社の同僚などが担ってきた（当然、家族自体が『牢獄』のような場合はあるが）。たとえば、「自分はしんどいけど、この子のためにがんばる」ということ

は実際あった。「あの友人が支えてくれるから」など、他者とのつながりの中で「意欲」や「動機」が与えられる。これを「外発的な動機」と呼びたい。困窮や孤立が問題であるのは、この「外発的な動機」を失うことにある。そうなる自分絶望したとき、すべては終わる。

「生活困窮者自立支援制度」では、当初から「経済的困窮」とともに「社会的孤立」が注視された。2018年の改正時には、法律の中にもそのことが明記された。「第二条 生活困窮者に対する自立の支援は、生活困窮者の尊厳の保持を図りつつ、生活困窮者の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況その他の状況に応じて、包括的かつ早期に行われなければならない。」そういった中で「人が人を支える」ということの意味がいつそう深まった。

言うまでもなく、相談支援員の働きは、本人の状況や問題を正確に把握し、個別の支援計画を本人と共に立て、必要に応じて様々な制度や地域資源と連携しつつ計画を実行することにある。すなわち「問題解決型支援」だ。

その「解決」のために必要なのが、「その気」である。それがないとどれだけ良いプランでも「実行」は難しい。そこに「つながり」を重視する支援、すなわち「伴走型支援」の必要が明確になる。

伴走型支援における相談支援員の働きは、第一にご本人と「つながる」ことにある。孤立状態にあり、さらに「絶望」しているという「閉ざされた」状態にある人と「つながる」ことは難しい。その人が立ち上がる「時」が来るまで辛抱強く待たねばならない。

支援員は、問題解決のため制度や社会資源と本人とを「つなぐ」のだが、同時に、いやそれ以前に「他者をつなぐ」ことも重要だ。つながりの糸は多い方が良い。「つながる」「つ

なぐ」。これが伴走型支援における支援員の基本スタンスだと思う。

ただ、注意が必要なのは「つなぐ」が「投げ渡し」にならないようにすることだ。つなぎ先が増えて、つながり方やその量は変わっていくが「つながり続ける」ことは変わらない。となれば、何かあれば「もどす」ことや「つなぎ直す」という事も重要になる。

「つながる—つなぐ—もどす—つなぎ直す」。それらを「人が人に」行う。生活困窮者自立支援とは、そのような営みだと思う。

コロナ禍の収束はまだ見えないが、この困難な時代の中で大切な本質を見出したいと思う。

## 開会挨拶

全体会  
1

2022 11/12(土) 13:00 ▶ 17:05

## 開会挨拶

## 第一部シンポジウム

「伴走型支援の現在そして可能性  
多重不安の時代に地域社会の根幹を支える」

## 国会議員からのエール

## 第二部シンポジウム

「生活保護制度と生活困窮者自立支援制度の新たな連携」

生活困窮者自立支援全国ネットワーク  
代表理事  
岡崎 誠也  
(高知市長)厚生労働省  
事務次官  
大島 一博

本大会が一つのプラットフォームとして第9回目を迎えることができましたことを、皆さまに感謝申し上げます。

生活困窮者自立支援法は2015年度に本格実施されましたが、コロナ禍で貧困がさらに進んでしまったことを深く懸念しています。幅広い業種の人にコロナの影響があり、さまざまな貸付金、特に生活福祉資金の貸付額は非常に大きくなっています。非課税の場合は一定免除の仕組みができましたが、非課税だけではなかなか救えないという認識のもと、今後も政府に働きかけていきたいと思っています。

コロナからいかにしてテイクオフができるかは、総力戦になります。住居の問題、人と自立と尊厳の問題、つながりの再構築、子どもの貧困問題など、さまざまな課題が残っています。「断らず、諦めず、投げ出さない」という私たちのスローガンを大切にしながら、多くの仲間たちとネットワークをつなげていきたいと思っています。

生活困窮者自立支援制度は、高齢者・障害者・児童といった縦割りの福祉から漏れをなくして、SDGsで言う「誰一人取り残さない福祉」を、本人中心に考えていく画期的な制度です。9年前に、現場での先駆的・超人的な取り組みをベースにして制度ができました。その理念や実践を壊さずに、どの自治体でも取り組めるようにすることがこの制度の成否の分かれ目です。だからこそ本大会が非常に重要な意義を持つと考えます。

最近の動きとして、全世代型社会保障構築会議が開かれています。そこでは、地域とのつながりや見守り相談支援とセットになった「住まい」を検討の対象としています。これからは住まいが福祉の範疇に入り、厚労省と国交省が一緒になって中身を詰めていくこととなります。

制度の発展を担う多くの支援者・実践者の方々に、あらためて敬意と感謝の気持ちを表すとともに、生活困窮者自立支援全国ネットワークのさらなる発展を祈念いたします。

全体会1

第一部シンポジウム

「伴走型支援の現在そして可能性  
多重不安の時代に地域社会の根幹を支える」

パネラー

- |                            |       |        |
|----------------------------|-------|--------|
| 浦河べてるの家 理事／北海道医療大学         | 教授    | 向谷地 生良 |
| 東近江圏域働き・暮らし応援センター“Tekito-” | センター長 | 野々村 光子 |
| 日本福祉大学                     | 教授    | 原田 正樹  |
| 文京区社会福祉協議会 地域福祉推進係         | 係長    | 浦田 愛   |

コーディネーター

- |                                   |    |       |
|-----------------------------------|----|-------|
| 生活困窮者自立支援全国ネットワーク<br>(中央大学法学部 教授) | 顧問 | 宮本 太郎 |
|-----------------------------------|----|-------|



生活困窮者自立支援  
全国ネットワーク  
顧問  
宮本 太郎  
(中央大学法学部 教授)

宮本太郎（以下宮本）  
皆さん、こんにちは。  
本シンポジウムでは、生活困窮者自立支援制度、地域共生社会のビジョン、全世代型の社会保障の考え方等の中でキーワードになっている「伴走型支援」という新たな支え合いの形を掘り下げることをテーマとして、4人のパネラーにお話をいただきます。

当事者研究という伴走

向谷地生良（以下向谷地） 依存症やメンタル、差別や偏見も含めた重層的な課題を抱えた人たちの回復のプロセスを見ていると、仲間をつくること、語ること、ともに助け合うこと、自分に対して正直になること、さまざまな大切なキーワードが見えてきました。

困りごとを抱えた人たちとともに研究する「当事者研究」という活動を始めました。すると、今までは専門家などの言葉に依存して、その人たちにつかまりながら自分を否定して生きてきた当事者たちが、「自分の言葉を発していいんだ」「自分の言葉の中に可能性がある」「自分の一見駄目な経験の中に大切な何かがある」と知り、歩き始めました。

当事者研究は、「自分自身で、ともに」を基本理念とし、「研究する」という視点に立って自由自在に語り合い、出来事や苦労のおきるパターンやしくみ、かかえる苦労や困難の背後にある意味や可能性を一緒に考え、意味を発見していく対話のプロセスです。



浦河べてるの家 理事  
／北海道医療大学  
教授  
向谷地 生良

困難を抱えた人たちとともに、どんなときにもその場に立ち続ける、歩むということが当事者研究であり、伴走型支援であり、つながりの原点です。  
ある市の担当者から、「僕と誰か一緒にお昼を食べる人はいませんか」という青年からの電話に、「ここはそんな場所じゃないよ」とお断りをすると、脅しのようなことを言ってきて困っているという相談を受けました。

彼と電話をするようになり、私はたまたま彼が住む町に行く用事があった、彼にそれを告げると、「一緒にご飯を食べませんか」と言ってきました。応諾すると、10年間仕事をしていなかった彼が、「食事代を稼ぐために明日から仕事をすると仕事を始めました。「できれば自分におごらせてほしい」と言ってきたので、私は心から喜んで彼におごってもらいました。いろいろ語り明かしました。食後、彼の「明日から何のために働けばいいのでしょうか」という言葉が忘れられません。こんなふうにはちょっとしたつながりや出会いで立ち上がれるのに、それを見いだせないがために立ち上がれない人たちがいるのです。

彼は今、家庭を持ちたいと言います。出会いが欲しいと言います。今はその研究と一緒にしているところです。

「働く」ことが  
人生の中にちょうどよく

野々村光子（以下野々村） 私は滋賀県の東



東近江圏域働き・暮らし応援センター「Tekito-」センター長 野々村 光子

近江圏域で、障害のある人や自宅で充電中の「働きたい」と「働きたくない」という思いを応援しています。

本人の働きたいを応援するために、本人たちが働くちょうどいい場所が無数にあることも大事だと思っていたので、地域のいろいろ

な会社に行きました。そうしたら、「わざわざ働いた経験のない人とか障害のある工夫が必要な人を雇用することの意味が何があるねん」と最初に言われました。地域経済を担っている社長たちが、自分の会社に適している人しか要らないと言っている。自分が出す求人に合う人しか駄目だと言っている。地域経済の崩壊です。これはヤバイと思って、本人の応援と同時に、社長を教育しようと思いました。

何かというと、「1日8時間フルタイム、経験あり」の求人から、1日朝1時間だけ、検査して1時間で帰る。次に8時半から来た人たちはその1時間の検査のおかげでスムーズに事が運ぶ。朝1時間だけの求人を社長が出すと、その会社は1時間から8時間までの求人の幅ができるわけです。そうして今現在お付き合いをさせてもらっている会社が720社ぐらいあります。

障害のある人の雇用を達成するのではなくて、「社長の会社がこの地域で100年後もええ会社やな、従業員たちもこの会社で働いてよかったなと思う会社づくりと一緒にやろうや」と言いながらやっています。

本人の人生はつながっていて、24時間、どこかを切り取って応援するだけでは人生

の応援になりません。私たちは働くことを通して人生を応援します。

私たちは課題解決型ではなく、ステップアップ方式型ではなく、オーダーメイドの応援を大事にしています。「Tekito-」では、働くということが人生の中にちょうどよく入っていることを大事にしています。本人にとってちょうどいい、少しのゆとりがあって自分に合っているという、そんな働き方を応援したいと思っています。

### 居場所の中でつながり続ける支援

浦田愛（以下浦田） 文京区は閑静な住宅街が多く、エリアには大学が19校もありまして、高所得の人も多いです。そういった中で低所得や困窮している人もいて、非常に孤立しやすい、なかなか仲間がないという現状があります。

2012年から、SOSを出せない人、出たくない人たちと接点を持つために自分たちから地域に出かけていこうと地域福祉コーディネーターを配置しました。現在10名、私が係長です。日常生活圏域は4圏域あり、そこに2～3名、圏域を持たないコーディネーターが1名という体制です。

文京区も昔ながらの関係が希薄になってきたという相談から居場所づくりが始まりました。常設型の多機能型の居場所は、週に3～4回やっていて、自主的・総合的な運営をしている場で、地域づくりそのものです。代表的なのは本駒込にある「こまじいのうち」で、地域の居場所として文京区のモデルとなるような場になっています。どういう場をつくるのか、どういう人を対象にするのか、地域のどういう困りごとを



文京区社会福祉協議会 地域福祉推進係 係長 浦田 愛

ここでプログラムとしてやっていくのかということからみんなで話し合っていきます。コアスタッフと呼ばれる住民の事務局組織が地域福祉コーディネーターと協働関係になり、いろいろな相談が寄せられるようになりました。住民の中だけ

で解決できるものもありますし、コーディネーターに引き上げて、そこから専門職につなげていくこともあります。「こまじいのうち」は法人格を取り、隣の空き家も活用して地域の子育て支援拠点をつくり、一体的に運営するところまで広がってきました。

居場所の中で、個別支援と地域支援を一体的に行いながら、つながり続ける支援、伴走型、住民と一緒に関わる支援を私たちはこの10年展開しています。

宮本 ありがとうございました。

原田さん、3人のお話を聞いて、あらためて「伴走型支援」をわれわれはどう整理し直すべきかお話してください。

### 実践知として生まれた伴走型

原田正樹（以下原田） 伴走型支援を大事にしている支援者たちは、どこかで自分の支援観の行き詰まりや限界、不安を感じながら伴走という言葉や考え方を大事にしてきました。伴走型支援は、従来型の課題解決型だけでは駄目ではないかという逡巡の中から「実践知」として現場から生まれてき

ました。

課題解決しようとする支援者と相手が見向き合いますが、伴走は二人が同じ方向を見ていく。同行するという立ち位置に立つと、今まで見えなかったものが見えてくるし、支援構造を変えていくことができます。その中でエビデンスだけではない「ナラティブの再評価」が行われます。向谷地さんや野々村さんのお話にあった、ナラティブという地域の中にある一人ひとりの物語を大事にしていくことで、違った支援の軸が見えてくると同時に、そういうことを大事にしていく仕組みが必要ではないでしょうか。

伴走型支援には3つのフェーズがあるのではないかと整理をしました。

第1フェーズは「つながる」こと。その人とつながるためのハードルが非常に高く、野々村さんからは、世間体や相談のハードルを低くするというお話がありました。向谷地さんは、「人と人が対話を重ねながら生き方、暮らし方を共に模索するプロセス、具体的な生活実践、これが伴走型支援ではないか」と言われています。まずは「つながる」ということの支援観も含めて私たちは見直していく必要があるのではないかと。

第2フェーズは「つなげる」段階。支援者がつなぐことで関わる人たちを増やしていく。野々村さんは、人と人だけではなく、人と企業や、社長と社長までつないで、豊かな社会関係やネットワークの中で伴走型支援を展開しています。また、課題やニーズでつなぐのではなくて、24時間、生活をつなぐということも、このフェーズの中でとても大事なところですよ。

第3フェーズは、「場づくり」。「つなぎ戻す」「重層的な関係づくり」と私は整理しています。浦田さんの実践のように、地域住



日本福祉大学  
教授  
原田 正樹

民の一人ひとりを大切にして空間ができてくることが大事だと思います。「居場所をつくりなさい」「サロンをつくりなさい」と地域住民を資源としてとらえるのか、浦田さんのように地域の人や地域を主体としてとらえるのかでアプローチは大きく変わってくると思います。

伴走型支援で言う地域づくりは、当事者だけの主体ではなくて、そこに住んでいる一人ひとりの主体も大事にしていくことです。「住民同士のつながりを紡ぐ空間をつくる」という浦田さんの話は、まさに伴走型支援を意識した地域づくりがどうあるべきかを示唆するものでした。

---

### 伴走型支援と地域のあり方

---

宮本 ありがとうございます。「つながる」「つなぐ」「場をつくる」という「伴走型支援」、そして困窮者自立支援制度や地域共生社会のビジョン、全世代型社会保障という考え方。おそらくパネラーの方には、いろいろな思いがあるかと思います。

向谷地 地域の問題という形で顕在化するさまざまなエピソードは、人が生きて、働いていく中で起きてきた大事なことです。それを問題扱いして、問題処理してはいけないということを、伴走型に向き合う人たちの基本的な共通の価値にする必要があると思っています。

そうするとおのずから動き方や展開の仕方が変わってきます。そして、どんな行きづまりや失敗でも、つながる大切な経験の一部だという揺るぎなさを支援者は手放さない。同時に、そういう実践こそが保障されて認められる具体的な仕組みや財源も必要です。

従来は相談支援の基準や立場、枠組みありきで、それに地域の人たちの困りごとが当てはまるかどうかという選別・選択していたわけですが、地域の人たちの困りごとの現実に沿った形で動く伴走型のチームが地域の中で縦横無尽に活動することで、従来の相談型の支援も生きてくるといふ相乗効果があるという気はしています。

野々村 会社の社長たちも、なぜ私たちが工夫や応援を必要としている人の手をずっと握っているのか興味を持つのです。そのときに私たちは、「私たちが一番やりたい仕事は、本人から見えている景色を見えるということ。本人からどういう景色が見えているのだろうかということを、頭から血が出るぐらい考えるねん」と言うんです。私たちが本人に何か力をつけたり、本人に何かしてあげることにはできない。でも、今本人から見えている景色はどんな景色が見えているんだろうということを本当に考えるんです。そうすると社長たちが「その景色を見た上でうちなんやな」と言うんです。

社長から見えている景色は、本人が働く姿です。本人から見えている景色を、本人が自分の会社で頑張っていることを想像できる見え方を一緒に見るというのが私は大事なかなと思っています。

浦田 居場所は相性のようなものもあるの

で、つながっても切れてしまうことがあります。ですが、サービス契約ではないので、ちょっと気持ちが落ち着いたらまた行くんです。こうした地域の間関係みたいなものが、場の中で繰り返し起きていきます。トラブルはスタッフ関係でも当然起きるし、受け止めることが難しい人も来ます。正解は私たちも分からないので、「こんな感触ですか、こんな感触ですか」と伺いながらやりとりをして、その場を一緒につくっていくと、かなり難しいケースも場に来て受け止めることが今までもありました。

私たちがしっかり住民を支えていくことで、何とかこの人を支えていこう、その役割調整、住民の役割の幅も調整する。場合によっては専門職のネットワークを入れてその人を支えていく。そうして住民が自然な関係でいろいろな人を受け入れていけるのだと思います。

---

### 自立支援と伴走型支援

---

宮本 ありがとうございます。

さて原田さん、この大会の前提になっているのは生活困窮者自立支援制度ですが、自立支援というのは自立という目標がある。では自立とは何だろうか。

他方、伴走型は走っていくので、どこにゴールがあるかよく分からないというところもあります。そうした中で、自立支援と伴走型支援の関係も含めておまとめください。

原田 伴走型支援が生活困窮者支援の中から生まれてきたことは大事なことです。生活困窮者支援をしていく中で、これまでの

援助論を見直したり、支援論そのものを再構築しようというきっかけができてきたのは生活困窮者支援が広がってきた中で生まれてきた一つのムーブメントだと思います。

ただそのときに、それが支援の方法論になってしまうとまた矮小化されてしまいます。生活困窮者自立支援を通してどういう社会をつくっていくのか。支援のスキルというよりも価値や社会像を私たちがどう共有できるのかを併せて考えていかないと、伴走型支援という言葉だけに引きずられて、何か新しいハウツーになってしまうとまた違う話になってしまうと感じています。

宮本 これからも自立という言葉の意味を含めて深めていかなければならないと思いますが、あらためて地域で人々が抱えている困難・困りごとに焦点を置き直し、そこから見えてくる風景を見つめ直すことが、確実に地域の力を強めていきます。ありがとうございました。

# 国会議員からのエール

自由民主党 衆議院議員 田畑 裕明

コロナ禍の影響や物価高騰など、生活困窮者を取り巻く環境が揺れ動くなか、関係者の皆さまがそれぞれの現場で取り組んでいらっしゃることに心から敬意を表します。

特例貸付などの施策について、スピード感を持って政府に働きかけています。また、ひきこもり対策の議員連盟の事務局長として、施策に反映できるよう努力し、また皆さまの取り組みを応援しています。生活困窮者の方々に明るい光が差し込むように取り組んでいきます。



公明党 参議院議員 山本 香苗

いよいよ2023年1月から緊急小口資金等特例貸付の償還が始まります。伴走型支援が必要です。償還する見込みが立たない方には非課税でなくても免除するような、もう一步踏み込んだ対応を求めています。また、特例貸付の課題や効果を検証して、今後同様の事態が起きたときにどう対応していくべきなのかを議論していきたいと思います。

ニーズが急増した住まいの問題も、社会保障制度の中にしっかりと位置づけて取り組んでまいります。



立憲民主党 参議院議員 石橋 通宏

3年近くの新型コロナのまん延状況の中で、ご参加いただいている皆さんが、日々支援が必要な方々に寄り添って、さまざまな活動をされていることに、心からの感謝をいたします。私たち政治に課せられている役割は極めて大きく、今後の生活困窮者自立支援制度をよりよいものとすると共に、従事される皆さんの安心とやりがいも確保するため、ご意見・ご要望をお聞かせいただきたい。与野党挙げて対応していきます。ともに頑張りましょう。



全体会1

## 第二部シンポジウム

# 「生活保護制度と生活困窮者自立支援制度の新たな連携」

### パネラー

日本女子大学

名誉教授 岩田 正美

生活困窮者自立支援全国ネットワーク

代表理事 奥田 知志

厚生労働省社会・援護局地域福祉課  
生活困窮者自立支援室

室長 米田 隆史

立正大学社会福祉学部

教授 池谷 秀登

### コーディネーター

生活困窮者自立支援全国ネットワーク  
(明治学院大学社会学部 教授)

理事 新保 美香

新保美香（以下新保） 厚生労働省では、生活保護法と生活困窮者自立支援法の次期法改正に向けた検討を2021年10月から始めています。生活保護法は国と地方の実務者協議、生活困窮者自立支援法は論点整理検討会で論点整理を行い、その取りまとめを受けて2022年6月から「社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会」による議論が進められています。その論点整理検討会では、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度のあり方、両制度の連携のあり方について数多くの意見が出されました。



生活困窮者自立支援  
全国ネットワーク  
理事  
**新保 美香**  
(明治学院大学社会学部  
教授)

はじめに、日本の貧困研究の第一人者で、『生活保護解体論』を出版されて大変注目を集められた岩田先生に、生活保護制度の本質的な問題点等をお話いただきます。

## 生活保護制度と「困窮時」支援

岩田正美（以下岩田） 初めに、日本の生活保障における生活保護の独特な位置を確認します（図1）。生活保護や生活困窮者自立支援制度は端にあり、中心にあるのは国民皆保険・皆年金と、職域の社会保険です。失業保険は今少し大きくなりつつあって、最後のセーフティネットである生活保護との間に、第2のセーフティネットができましたが、これらと生活保護との関係性はあまり議論されていません。

右下に書いた「社会扶助」は、貧困を税金によって救済する方法ですが、福祉年金や境界層措置、医療保険の特別措置も扶助であり、社会保険や福祉サービスにも社会扶助的なものがあって全体が判然としません。

生活保護制度は、憲法25条に根差した権利としての最低生活保障と、貧困である国民一般への開かれた扶助です。問題点として、社会保険などの一般制度の補完的役割



日本女子大学  
名誉教授  
**岩田 正美**

が不明瞭です。また、「生活に困窮している国民」という定義をしますが、困窮層ではなく国民の「困窮時」に出動する支援とすべきでした。つまり、何もかも失った全体的貧困層への8つの扶助による全一的救済であり、部分遣いができず、ニードの差異が考慮されていません。また、最後の手段であることが強調されるため、資産も使い果たすことが条件で、ハードルが高いです。

貧困は収入減だけでなく、児童養育費や医療費、介護費、住宅費などの特定生活費増からも生じます。特定支出増への部分的援助はあり得ますが、生活保護の全体性という建前ではこのような使い方はできません。

生活保護の8つの扶助は、違うニーズと違う手段に対応しています。日々の生活を賄う部分は、普通は市場で調達するので貨幣給付がふさわしい。ところが医療や介護は現物サービスです。住宅、教育、出産・葬祭などの臨時支出は特殊で、混ぜずに単独で考える方法があってもいいわけです。

第2のセーフティネットのうち、対象限定・期間限定の制限扶助である求職者支援制度に対して、生活困窮者自立支援制度は、貧困だけでなく社会的排除を視野に、相談過程を重視したしつらえになっているのだと思います。しかし、新たな連携という点で、福祉事務所や生活保護の相談との差異化がはっきりしません。

若者支援、ホームレス支援、障害者支援など、ボランティアに行われていたパーソナルソーシャルサービスの成果を取り入れて、社会保険・一般福祉サービスにおける

低所得者対策・境界層措置などを生活保護とともに資源として使うこともされている印象があります。誰のどのような貧困にどのような対応をなし得たのか、今日ほかの方の発言でぜひ明らかにしたいと思っている点です。

新保 続きまして米田室長からお願いします。

## 両制度の連携の現状と課題

米田隆史（以下米田） 2022年6月にスタートした社会保障審議会「生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携のあり方」を論点にこれまで2回議論をしています。

生活困窮者自立支援法は、生活保護に至る前の第2のセーフティネットとして制度化され、目的・対象者・規定ぶりや事務の性質が異なる法体系となっています。2018年の改正で、両制度の連携について両法に条文を新設し、明確化を図りました。

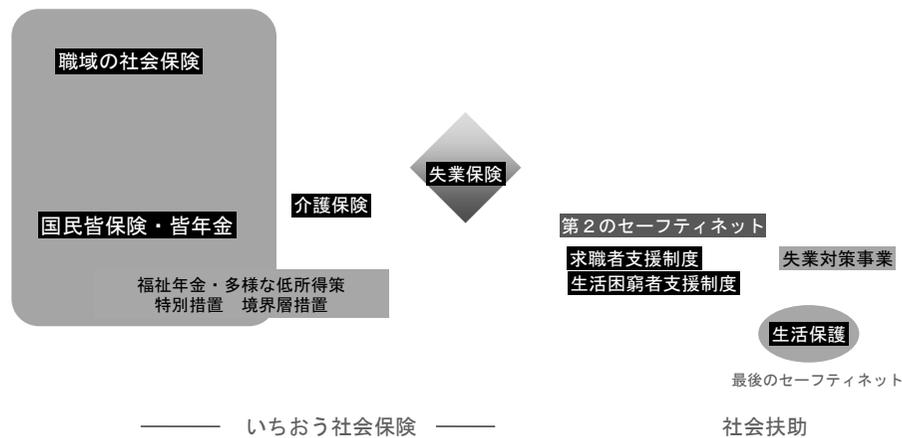
連携強化に向けて、生活保護と困窮者支援の両部局にアンケートを行ったところ、多かった回答は、「両制度の担当者の相互の制度理解の深化」「個別支援ケースの共有」「顔の見える関係の構築」でした。両制度の「事業の一体的実施」に関して、各事業を整理したものが18頁の表1です。

この現状を受けて、審議会では、両制度の蓄積や強みを踏まえた区分を認めつつも、自立に向けた支援やつながりが途切れることがないよう「重なり合う



厚生労働省社会・  
援護局地域福祉課  
生活困窮者自立支援室  
室長  
**米田 隆史**

図1 日本の生活保障と生活保護の独特な位置を確認しておこう



広井良典『社会保障』岩波新書より筆者（岩田正美）が加工

表1 対象者別の事業の関係

○ 本人が必要とする支援の内容を起点に、自立に向けた生活全般の支援等について、生活困窮者を対象とするものと被保護者を対象とするものを整理すると、以下のとおり。

自立に向けた生活全般の支援等	生活困窮者を対象とするもの	被保護者を対象とするもの
1 自立に向けた生活全般の支援	自立相談支援事業（法第5条第1項）	援助方針の策定 等 要保護者に対する相談・助言（法第27条の2）等
(1) 就労支援	自立相談支援事業の就労支援員（〃）	被保護者就労支援事業（法第55条の7）
① ハローワークとの連携	生活保護受給者等就労自立促進事業（就職支援ナビゲーター）（予算事業）	
② 就労準備支援	就労準備支援事業（法第7条第1項）	被保護者就労準備支援事業（予算事業）
③ 中間的就労	認定就労訓練事業（法第16条）	左記の利用が可能
(2) 金銭管理面の支援	—	自立支援プログラムによる金銭管理 等
(3) 家計管理能力の支援	家計改善支援事業（法第7条第1項）	被保護者家計改善支援事業（予算事業）
(4) 居住支援	地域居住支援事業（法第7条第2項）	居住不安定者等居宅生活移行支援事業（予算事業）
(5) 健康管理支援	—	被保護者健康管理支援事業（法第55条の8）
(6) その他（債務整理、高齢者支援等）	—	自立支援プログラムによる支援 等
2 子どもの学習・生活支援	子どもの学習・生活支援事業（法第7条第2項）	左記の利用が可能

支援」をできる限り進めていく必要があるとされました。そのうえで、審議会で議論いただいている論点が3点ほどあります。

一つ目が、被保護者向けの就労準備支援事業、家計改善支援事業、地域移行に向けた居住支援事業について、生活保護法で任意事業として法定化するとともに、これらの事業の実施に代えて、生活困窮者向けの各事業の中で被保護者も支援できるようにすることについてどう考えるか。

二つ目に、被保護者に対する自立支援は、引き続き福祉事務所が中核的役割を担うことを踏まえ、福祉事務所による関与を担保する必要があるのではないか。

三つ目に、制度をまたいで支援が行われる場合でも、支援が途切れることなく、支援担当者同士で円滑な引き継ぎが着実に実施されるようにするための方策にはどんなものがあるか。また、事業の委託先を含めた両制度の関係者同士で相互理解を深める研修等により、組織的な連携を図ることについてどう考えるか。

11月14日に予定している次回の審議会でも、こうした論点等に基づいて一定の方向性を示したいと考えています。

新保 続きまして池谷先生にお話しいただきます。

### 生活保護ケースワークの意義と範囲

池谷秀登（以下、池谷） そもそも、生活保護ケースワークとは何か。生活保護ケースワークは、被保護者すべてを対象とし、当事者の同意を基に行われるものではありません。同意が前提となる医療や介護、障害者支援のソーシャルワークとの大きな違いです。

生活保護ケースワークは、生活保護行政の保護決定にあたり、保護要件や費用返還など本人の話をよく聞きながら判断をするために必要です。公権力の行使といえます。現在では、生活保護の目的である自立を、「経



立正大学社会福祉学部 教授 池谷 秀登

済的自立」「日常生活自立」「社会生活自立」と整理しており、「保護廃止」「経済的自立」だけが生活保護の目的ではないことが明らかにされています。日常生活自立・社会生活自立に向けた生活課題には、ゴミ屋敷やひきこもりなど、解決が困難なものがあり、本人の同意を基にした支援でないと効果が見込まれません。他法他施策を活用する場合にも本人の同意がないと活用することが困難な場合が多い。ここで問題になる生活課題は、保護費の給付だけで解決できるものではなく、ケースワークが必要となります。

つまり、生活保護ケースワークには、①保護決定に関わるものと、②直接保護の決定に関わらないものがあります。前者は最低生活保障のために必要なケースワークであり、同意なくすべての被保護者が対象。後者は日常生活・社会生活の生活課題の支援にあたり必要なケースワークであり、その支援には同意が必要だが、同意が得られない場合は課題の解決は難しい。②をケースワーカーから離してしまうと、ケースワーカーは被保護者の状況や生活課題がわからなくなり、適正な保護決定ができなくなります。実際の生活保護行政ではこの二つのケースワークを切り離すことはできません。

ケースワーカーの役割は、貧困に陥った人に対し、最低生活を保障する適正な保護の決定とともに、生活課題改善のために必要なサービスや支援が受けられるように働きかけることです。ケースワーカーには、被保護者に必要なすべてのサービスを行う機能はなく、他機関やサービスにつなげる役割が求められています。しかし、社会資

源が不十分な場合にケースワーカーに対応を求められることがあり、ケースワーカーの役割に混乱が生じます。入院の保証や手術の同意、通院の付き添い、孤独死の後始末等です。生活上の課題の多くは、被保護者か否かの問題ではなく、広く地域の支援システムが必要だと考えます。

新保 奥田代表理事にお話しいただきます。

### 社会保障を考える上での課題

奥田知志（以下奥田） 社会保障を考える上で、生活困窮者自立支援制度の強みは「断らない包括的な窓口」であること。経済的困窮のみならず、社会的孤立に注目したのも強みです。しかし、給付がありません。コロナ禍で先が見えない中、伴走型の期間や終了をどう考えてよいのか戸惑った現場が多くあります。

生活保護制度においては、ケースワーカーは本来、総合的なコーディネーターであるべきなのに、現実と開きがあります。総合的給付である一方、管理的でケースワークが難しい。給付基準は低く、要件も厳しい。「最後」という言葉と「嫌悪」の二つをどう乗り越えるかも課題です。

コロナ禍での混乱として、困窮制度に給付や貸付業務が加わったことで、支援が「指導的」「管理的」「ジャッジ的」になり、現場がストレスを抱えました。生活保護が給付管理に終わっているのではないかという意見もあります。自立概念を巡る議論として、生活保護は経済的自立偏重で、生活困窮者自立支援制度が経済的自立・日常生活自立・社会生活自立の3つを意識してきたのか、問わなければなりません。

今後の課題として、生活保護の手前にも、



生活困窮者自立支援  
全国ネットワーク  
代表理事  
奥田 知志

給付が必要です。ミーンズテストを緩和したようなもので、さらに恒久的な所得保障が大事です。その絶対的条件として、給付とケアのどちらも欠けてはいけません。「生活保護は給付で、生活困窮者自立支援制度は相談」という認識は誤ってい

ます。総合的なソーシャルワークが成立することが大事ですので、いずれも3つの自立を大前提にして、給付とケアの一体性が求められます。

さらに生活困窮者自立支援制度が開いた見地として、社会的孤立や社会参加を大事にし、個別支援で終わらせないことが求められます。伴走型支援として、「つながる・つなげる・つなぎ直す」取り組みです。今や単身世帯が増えて自宅にいても独りぼっちで、期間雇用・非正規雇用が増えて職場が1年ごとに替わってしまうなか、ファーストプレイス（自宅）・セカンドプレイス（職場）が居場所にならない時代に、サードプレイスをどう考えるのか、ソーシャルワークの中で重きを置かないといけません。

配布資料に、生活困窮者自立支援全国ネットワークによる「生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携のあり方について」の声明文を入れていますので、お時間があるときにお読みください。（22頁に掲載）

新保 ここまでのお話を踏まえて、両制度の新たな連携についてのお考えをパネラーにお話しいただきます。

## 新たな連携に向けて

岩田 生活保護は、最低生活保障の8つの扶助が一括的で、しかも生活保護ケースワークが行われて初めて機能します。それをもっと解体してよいのではないかと考えます。生活保護は長年やってきた功績とともに負のスティグマがありますので、解体して部分使いのできる制度にすることはあり得ると思います。

支援は個性が高まりますが、生活保障全体のデザインは社会の中に標準化しておくべきです。誰もが必要な時に使えて、できれば受ける支援を選べたほうがいいです。また、生活に困ったときに必要になる食べもの、医療、教育、住宅をもう少しプラグマチックに考える視点も大事です。

米田 皆さんのお話を伺って思ったことの一つ目は、生活困窮者自立支援制度は3つの自立を支援できているのかという点です。例えば任意事業を実施するための障壁があれば、一個一個取り除いて、住んでいる所によって受けられる支援が変わらないようにしていく議論が引き続き必要だと思いました。

次に、ケースワーカーについては、業務負担の軽減というよりも、支援の質の向上という観点から、いろいろな専門家が関わってチームで支援にあたるようなことを考えています。ソーシャルワークに注力できる環境を整えていくことが重要です。

最後に、両制度の連携にあたっては、それぞれの支援の質や体制の強化が大切です。また、そもそも低所得とは何なのか、非課税世帯だけなのかという点も大きな論点ですが、今後の宿題になるのではないかと考えています。

池谷 国民がどういう状況であっても安心できるシステムが必要です。生活保護は同意なく、「私はケースワークは結構です」と言えない制度になっているところが、スティグマの原因になっていると思います。

岩田先生が解体論とおっしゃっているように、例えば教育扶助をやめて就学援助にしてしまう、あるいは医療扶助から国保に移して3割だけ医療助成制度にするなどして、スティグマを改善することも必要です。

両制度の行き来をもっとスムーズにできないか。生活保護行政は冷たいという批判もあるかと思いますが、では生困は本当に全部受け止められているのでしょうか。生困も生保も両方使えるほうがいい。地域で、あるいは自治体が総ぐるみで、生活に課題のある人を支援できるような体制をつくるのが大切だと思います。

奥田 最後の社会保障として、住まいを何とか保障すべきではないかと思います。住宅政策は民間市場の原理に任せてきた経緯がありますが、人口減少や空き家の増加、所得に対する高い家賃が問題になっています。コロナ関係の手続きは、住民基本台帳の住所地をもとに行われました。生活保護では転居指導一つをとっても、今までの生活基盤をダウンサイジングせざるを得ない人が増えるので、生活保護の手前で何とかすべきです。

住まいの保障には、①現金給付（家賃補助）、②現物給付（空き家の活用）、③サービスの給付（相談や制度のつなぎ等）、④トータルコーディネートが必要です。社会保障の全体像を描いていく中で、両制度の重なり合いというのは一体何を意味するのかという話をしていくべきなのだろうと考えます。

新保 両制度の連携の議論にあたっては、制度利用者や当事者にとってどのような連携や支援が望まれるのかを忘れてはなりません。この領域では、ともすると大変な人同士が戦わなければならない状況が生じてしまい、当事者と支援者だけが頑張らなければならないようになっていってしまうのがちです。両制度や両制度の利用者の分断をなくし、どのように支援を届けていくことができるのかを、皆さまとともに力を合わせて取り組みをすすめていきたいと思っています。

ご登壇いただいたパネラーの皆さま、本日はありがとうございました。

令和4（2022）年11月12日  
生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携のあり方について（声明）

一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク

社会保障審議会・生活困窮者自立支援及び生活保護部において、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携のあり方について議論が進行している。福祉事務所と関係機関が支援の調整や情報共有をおこなう新たな会議体を生活保護制度のなかに設置することも検討されている。

コロナ禍のもとで広がる困窮や孤立に対処するために二つの制度を緊密に連携させていくことは、もとより重要な課題である。その場合の連携とは、両制度を共に質的にも量的にも強化し拡充するためのものでなければならない。たとえば、生活困窮者自立支援制度を利用している間に一時的に生活保護を受給できる、あるいは生活困窮者自立支援制度の就労準備支援が被保護者就労準備支援と一体的に実施され、ケースワーカーが様々な知見を得てケースワーク業務が質的に改善される、などである。両制度はそのようなかたちで「重なり合う」べきである。

他方において、二つの制度を連携させるという名目で、生活困窮者自立支援制度が生活保護制度のケースワーク業務を代替するかの体裁をとり、結果的にケースワーク業務が縮小するなど、生活保護制度の質的な劣化あるいはその給付の量的な削減を引き起こすようなことがあってはならない。自治体が直面している人件費や給付財源のひっ迫に対してきちんと対処することなく、生活支援を後退させるかたちで切り抜けようとするならば、長期的には地域の活力のさらなる衰退を引き起こすことになる。

生活困窮者自立支援制度は、生活保護制度の利用を抑制したり、その費用を軽減したりすることを目的としたものではない。むしろ生活困窮者自立支援制度は、生活保護制度をほんとうに必要とする人々に届かせると同時に、生活保護制度からの離脱を望む人々には、諸事業を同制度と一体として実施し利用できる支援を広げることを目指すものである。そして実際のところ、この制度を通して多くの人が生活保護につながってきたし、自治体によっては、両制度の一体実施でそれぞれの生活保護受給者の困難に沿った支援が強化されたという声も聞こえてくる。

こうした達成に基づき、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携が追求される際には、以下の原則が遵守されるべきである。

第一に、両制度の連携は、それを理由として生活困窮者自立支援制度の人員配置や生活保護制度のケースワークの業務や体制が縮小されることなく、むしろ地域を支える重要な仕組みとしてともに住民の理解を高めることで、それぞれの制度が人的にも財政的にも強化される契機となるべきである。

第二に、新たな会議体の設置が検討されているが、そのような会議体は、ケースワーク業務がその公的な責任と役割を全うすることを前提に、第一にあげた課題を達成していくことに責任を負う必要がある。同時に、生活困窮者自立支援制度にはすでに支援会議、支援調整会議、重層的支援体制整備事業の支援会議と3つの会議体が置かれている。屋上屋を架すことになって会議運営に過大な業務負担を強いられることにならないように配慮が必要である。

第三に、以上の方向で「重なり合う支援」がすすめられ、生活保護制度が誰からも「入りやすく出やすい」あるいは「利用しやすく自立しやすい」制度になっていくことが重要である。「利用しやすく自立しやすい」生活保護への転換は、2004年の専門家委員会報告書ですでに掲げられていた課題でもある。その転換が必ずしも容易にすすまない理由はどこにあるのか、生活困窮者自立支援制度とのいかなる連携が効果的であるかを、エビデンスに基づき丁寧に点検、整理しながら具体的な連携の道筋を提起していくべきである。

以上

# 分科会レポート

## 分科会 1 (地域づくり)

生活困窮者自立支援事業と地域づくり

## 分科会 2 (子ども・若者支援)

「プッシュ型」「アウトリーチ型」支援への「転換」にどう向き合うのか？

## 分科会 3 (人材育成)

相談支援の質をどう高めるか  
～従事者の人材育成、マネジメント

## 分科会 4 (就労促進)

自治体が進めるユニバーサル就労に学ぶ

## 分科会 5 (居住支援)

包括的居住支援と一時生活支援・  
地域居住支援事業のあり方を考える

## 分科会 6 (家計改善支援)

権利擁護支援と家計改善支援事業との連携  
～共に支え合う地域づくりを目指して～

## 分科会 7 (就労支援の機能強化)

変化する「無料職業紹介の活用」：  
施策と実務のあり方を探る

## 分科会 8 (活躍支援)

続・地域を元気にする『活躍の地域・場』づくり

## 分科会 9 (支援者支援)

生活困窮者支援における支援者支援とは  
～支援者自身を孤立させないネットワーク～

# 生活困窮者自立支援事業と地域づくり

2022年11月19日(土) 10:00~12:00

## ■ 事例発表・パネラー

大阪狭山市社会福祉協議会  
事務局長

津田 和宏

NPO法人アットマーククリアス  
NPOサポートセンター  
理事・事務局長

川原 康信

東広島市社会福祉協議会 地域福祉課  
課長補佐兼相談支援係長

岡村 智行

日本福祉大学社会福祉学部  
教授

原田 正樹

## ■ コーディネーター

日本福祉大学福祉経営学部(通信教育)  
教授

渋谷 篤男



分科会1では、生活困窮者自立支援事業と地域づくりをどのように結びつけて取り組んでいくかを議論した。担当が異なっても一緒に行うことの難しさを乗り越えて具体的に進めていくのかを考える契機となった。

## 大阪狭山市社会福祉協議会

大阪狭山市では、2019年11月から相談支援包括化事業、2020年4月から地域力強化推進事業に取り組み、2021年4月から重層的支援体制整備事業に取り組んでいる。相談支援包括化推進員を配置し、各機関のさまざまな会議に参加しながら関係機関と一緒に相談や支援を行う。

地域ケア会議、自立支援協議会、支援調整会議、子どもネットワーク協議会など既存のネットワークを活用しながら支援体制の構築を行っているほか、地域からの孤立を防ぎ、社会とのつながりをつくるためにボランティアに参加してもらうこともある。

生活困窮者自立支援事業では、就労準備支

援センターを運営。専属の職員を2名配置し、定期的に通ってもらうことを一番の目標にしている。体験・実習では、企業とのつながりの中でハウスクリーニングの実習をしたり、事業所とのつながりの中でパンづくりの体験をしている。平均支援期間は18か月と長期にわたるが、つながりを切らないように支援を行い、就労後も、定着支援のアドバイスを行っている。

## NPO 法人アットマーククリアス NPO サポートセンター

アットマーククリアスは、横のつながり、企業、住民、行政とのパートナーシップによる地域づくりに取り組んでいる。空き店舗を借りて居場所づくりをし、事務所兼で皆さんが集うところをつくってきた。

2011年に東日本大震災が発災し、厚生労働省の緊急雇用創出事業を活用して雇用の確保を行った。現在でも、連絡員事業に取り組んでいる。

連絡員事業は、支援するよりも連絡をしていこうと、仮設住宅や復興公営住宅を巡回訪問してそこでの課題を拾い、いろいろなところに伝えて解決する仕組みだ。2012年に91人を雇用し、現在も9人が市内の974世帯を巡回訪問している。

仮設住宅に住んでいた人が自立再建をするとう被災者という枠から外れてしまうが、継続して巡回を求める声が多い。巡回先の近隣の自治会からの巡回依頼もある。今後は安心安全につながる地域づくりやまちづくりを進めるために、被災者支援だけでなく、多くの人をどうやって見守っていくかを考えている。

## 東広島市社会福祉協議会

東広島市では、重層的支援体制整備事業について、2021年度は移行準備、2022年度から本格実施をしている。重層事業を担う地域共生推進課の隣に生活困窮のセクションの生活支援センターがあり、多機関連携コミュニティソーシャルワーカーは、庁内だけではなく企業や事業所などさまざまな機関と連携して包括的支援体制を構築している。

東広島市では、日常生活圏域に10名のコミュニティソーシャルワーカーを配置。重層的支援体制整備事業では、コアネットワーク会議を開催し、それぞれの地域で地域づくりと相談支援体制づくりに取り組んでいるほか、重層的支援会議と支援会議を総称した「HOTけん会議」を開催。複雑化・複合化した事例や既存の制度やサービスでは解決できない事例、地域や他機関とつなげたい事例を関係機関、地域住民とともに開催している。

個別の課題を地域の課題にすることはな

なか難しいが、少しの前進や少しの変化を地域の人と確認することが大切。地域をよくしたいという思いを後押しすることが求められている。

## まとめ

三者の報告を受けて、日本福祉大学の原田正樹さんは、生活困窮者自立支援と地域づくりの関連について、「生活困窮者自立支援の理念にある制度の目標は、生活困窮者の自立と尊厳の確保と、生活困窮者支援を通じた地域づくり」としたうえで、「社会福祉においてサービスを提供する人とサービスの利用者という2者関係で福祉が語られる中で、『支え手側と受け手側に分かれるのではなく』とされたのは、社会福祉の在り方そのものを見直すメッセージ」と話した。さらに、「支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティは、権利としての地域共生社会にどうつくり替えていくことへの問い」と力を込めた。さらに、内閣府の孤独・孤立対策の議論のなかで「地域を超えた支援体制の在り方」について言及。市町村の枠を超えた相談支援体制が求められている中で、「地域づくりという課題が問われている」と発言した。

最後に、コーディネーターの渋谷篤男さんは、「生活困窮者支援だけではなく、関連するほかの事業の動きと併せてどのように地域づくりを進めていくか。生活困窮者自立支援は、新しい事業としてきちんとした視点を持って取り組んでいることであり、一緒にやっていく中でどのような役割を果たしていくかが問われている」としめくくった。

分科会  
2  
(子ども・若者支援)

# 「プッシュ型」「アウトリーチ型」支援への「転換」にどう向き合うのか？

2022年11月19日(土) 14:00～16:00

■ パネラー  
大分大学福祉健康科学部  
教授

相澤 仁

■ コーディネーター  
NPO法人パノラマ  
理事

鈴木 晶子

社会福祉法人子どもの虐待防止センター  
理事

奥山 真紀子

認定NPO法人インクルいわて  
理事長

山屋 理恵



■ コメンテーター

認定NPO法人スチューデント・サポート・フェイス  
代表理事

谷口 仁史

「こども家庭庁」の設立など、子ども政策が大きな転換点を迎えている。子ども政策の基本理念の一つであるプッシュ型・アウトリーチ型支援に焦点を当てながら、アウトリーチ等に関わらず、生活困窮者自立支援の枠を超えて子ども・若者の支援について考えた。

## セールス型のアウトリーチ支援を

大分大学の相澤仁さんから子ども・若者支援への視座をお話いただいた。

改正児童福祉法で「こども家庭センター」設置の義務化が課せられた。センターを包括的な相談支援体制の中心に据えた体制の構築が重要になってくる。自立支援と18歳以降の支援の継続が必要で、自立生活を開始し親になって子育てをするまで、定期的かつ必要に応じて継続的な支援することが必要だ。大分の「NPO法人おおいた子ども支援ネット」は生活や就労の相談段階から定着までの一貫した支援を行っており、このような取り組みも参考にされたい。

子どもが自分の権利を知り自己実現を図れ

ようになるためにも、幼少期から権利教育を実施すること。また、意見表明の保障など権利擁護を基本にした養育や教育、ソーシャルワークの実施と環境の整備が必要だ。

子ども・若者への介入で重要なのは、自主性を尊重してサイドから寄り添うような創意工夫した支援だろう。「プッシュ」という言葉は押しつけをイメージするので、「セールス」をして子どもが選択して支援を受けられるような「セールス型」のアウトリーチ支援が大事。それぞれの子ども・若者のbeingを尊重した包括的なセールス型のアウトリーチ支援によるセルフサポート形成の促進・推進が重要ではないか。

## 支援の在り方～虐待を受けた子どもと家族の支援を通して～

子ども家庭支援で重要なことは、弱者である子どもを大人のイメージに合わせるのではなく、その声を十分に聴き、子どもの最善の利益を考え、親が子どもを真に受け止めるための親を包み込む支援などを基本としながら家族全体に係わることで、子どもの一人一人の人生の小さなお手伝いをする事だ。社会には隠された問題も多い。「場（臨床）の知」を重視した「『私が』理解しようとする事」が支援に重要だ。

孤立した支援は危険で、様々な形の支援を上手く組み合わせることでソーシャルワークが重要になる。医療のような待ち受け型支援は相談者の自由度は高いが、抜け落ちる危険がある。プッシュ型支援は、災害時に有用とされるが、的確にプッシュしないとミスマッチになる。いろいろな形の支援のネットワークづくりが必要なので、現在、こども家庭支援センターと合体したクリニックを試みている。

支援者の意識として求められていることはプロ意識、姿勢の問題だ。相手と向き合う姿勢が大切。それに加えて自分の限界を知っていることも大事だ。マニュアルに当てはめるのではなく、その人との関係性の中でのオーダーメイドの支援を考える必要がある。

## 認定 NPO 法人インクルいわて

東日本大震災を機に立ち上がり、被災地の一人親家庭の包括的支援プログラム、中間就労や相談支援などさまざまな事業に取り組んできた。現在、生困の自立相談・家計支援・訪問型学習支援にも取り組んでいる。

地域全体での子育てを考えたときには、地域の理解やともに歩む人たちの姿が見えることが重要だ。社会の変容や家族の形が変化していく中の支援について、様々な形の支援を作って一緒に考え取り組む必要がある。

人権・子どもの権利についての学びの必要性や、人とのつながりを保障していくための支援についても考えている。子どもの貧困対策の中では「基本的信頼」が基盤である。人を信頼する力は机の上で得られるものではない。その構築の場をつくることと、親支援も重要で、子育て世帯全体を支えるような取り組みを進めることが必要だ。アウトリーチは家庭が見える。支援のカタチだけでなく支援側に、「家族・親支援」視点が必要。

人とのつながりが地域を強くして地域や人を守る。それには「交流」「他者への信頼」「社会参加」が重要であり、ここが強くなると子どもの教育成果の向上、地域の防災力の高まり、地域全体で子育てができるなどの点がある。地域づくりとセットで実施できるようソーシャルキャピタルという被災地でのキーワードを、子どもたちの支援のキーワードとして取り組んでいきたい。

## まとめ

コメンテーターの谷口仁史さんから、「プッシュ型・アウトリーチ型支援についても触れられたが、押し付けや支援者側の自己満足に陥ってはいけない。セールス型アウトリーチという言葉があったが、当事者の選択を大事にしていくことも重要な視点」というコメントがあった。

さらに、「こども基本法が策定され、子ども・若者育成支援推進大綱や子どもの貧困対策に関する大綱等が『こども大綱』に一元化されるなど、当該分野は大きな転換期を迎える。個別で頑張っている支援員の想いを共有してチームで補い合えるような体制を整えることで、さらによりよい支援が展開できるようになってくるのではないかと今後の展望について語られた。

分科会  
3  
(人材育成)

# 相談支援の質をどう高めるか ～従事者の人材育成、マネジメント

2022年11月20日(日) 10:00～12:00

## ■ 実践事例報告

松江市社会福祉協議会 生活支援課  
課長

池田 圭介

神栖市社会福祉協議会  
事務局長

橋田 勝

千葉県生活困窮者自立支援実務者ネットワーク  
事務局長

及川 哲

## ■ 助言者

豊中市社会福祉協議会  
事務局長

勝部 麗子

## ■ コーディネーター

Optim's-pt(オプティムズ・プロジェクト)  
代表

上原 久



分科会3では、相談支援の質をどう高めるかをメインテーマに置き、「人が人を支える制度」と言われる生活困窮者自立支援制度における支援員等の従事者の育成や、職場のマネジメントについて、実践を共有しながら議論を進めた。

## 松江市社会福祉協議会

ワンストップの相談支援を行う「松江市くらし相談支援センター」では、必須事業のほか、就労準備支援、一時生活支援、家計改善支援などに取り組む。相談員は10人。2021年度の新規相談件数は609件あり、福祉の枠組みでは収まらない問題を抱えている人も多く、法テラス島根との連携を進めてきた。

「助っ人弁護士」制度は2015年度から始めた。支援者が、法テラスの常勤弁護士から個別に情報提供してもらえる仕組みだ。松江市社協に月2回来る弁護士に、多重債務や解雇、離婚、相続などについて気軽に相談ができる。来所日以外は、電話による「ホットライン」の利用もできる。

あわせて、臨床心理士やキャリアコンサルタント、MSW、医師などの専門職や、ハローワーク、障害者就業生活支援センター、地域包括支援センターなどの機関と連携しながら相談支援の質の向上を図っている。

相談員が相談を抱え込まずに、適切なスーパーバイズを受けながら支援の方向性を話し合うことができるように、日々の朝礼でケースを報告・共有。支援に行き詰まりや困難を感じているケースについてのカンファレンスを週1回実施している。さらに複合的課題のあるケースは、社協内の対策会議として支援会議や重層的支援会議に挙げて、全体で取り組んでいる。

## 神栖市社会福祉協議会

地域共生社会の実現に向けて社会福祉協議会は幅の広い役割を担っているが、他機関と協力し合わなければ解決できることは非常に少ない。そこで関係団体の互いの機能や役割を理解し、支援の仕組みをよりよくしようと始めたのが「地域ネットワーク勉強会」である。1997年から毎月1回夜に、さまざまな関係機関の担当者による実践発表と討議を実施。関係機関同士が顔見知りになり、個別支援の共同作業が少しずつ積み重ねられ、わが町のニーズの確認と新たな事業開始のきっかけにもなった。こういった取り組みを職員間でしっかり共有できるスタイルにすることが大事だ。

神栖市社会福祉協議会の正職員は、社会福祉士・精神保健福祉士の国家資格取得を原則とする。担当業務ごとに人を分けず、全員がソーシャルワーカーとしてすべての業務を兼務する。職員の習熟度や経験の違いは、協力や学び合いにつながる。職場に事業の理解者・協力者がいて、地域ネットワーク勉強会等につながった関係機関との支援体制が整うことで、地域で複雑・多様化する生活のしにくさを薄めていくことができるのではないかと。縦割りを排除し、相談をたらい回しにしないことが、相談者が一番安心する体制である。環境を整えることで相談員はやる気を持って、やりがいを覚えて一人前になっていく。

## 千葉県生活困窮者自立支援実務者ネットワーク

千葉県には、県の独自事業として24時間365日相談を受ける「中核地域生活支援センター」など多様な相談機関がある。それらの仲間で「千葉県生活困窮者自立支援実務者ネットワーク」(通称名:ちこネット)を2016年10月に設立した。実務者が孤立せずいきいきと業務に取り組み、生活困窮者へのよりよい支援と地域

づくりにつなげることがねらいだ。行政・社協職員、社会福祉法人・NPO法人等の実務者のほか、弁護士会、FP協会、刑務所の支援員など200人以上が参画している。

運営委員会を月1回開くほか、「実務者ミーティング」を年2回開催し、基調講演と分科会を設けて、制度理解と情報交換を行う。また、県の初任者研修・従事者研修に協力し、国の研修を受講した人たちと企画を練り、必要な視点を盛り込む工夫や配慮をしている。

関係機関とのネットワークも広がりつつある。コロナ禍では、外国籍の人への支援においてコミュニケーションが取れずに悩む相談員が多かったことから、千葉県弁護士会、中核地域生活支援センター連絡協議会との3者合同で、外国籍の人向けの住居確保給付金に関する資料を作成することができた。支援者同士が同じ思いでつながり、顔の見える関係づくりから日頃の支援に結びつけることができるのは大きな成果といえる。

## まとめ

発表を受けて、コメンテーターの勝部麗子さんは、「孤立をせず、質を保っていくための工夫がある実践」と評し、組織内だけでなく広域で取り組む必要性を示唆した。そして、豊中市社協の全職員が地域活動を体験し、個別支援から地域につながった事例を自主的に勉強し合い、どんな職員であっても入口と出口の支援を同じようにイメージできることを目指す取り組みを紹介。「相談者の本当の思いは、見ようとしないと見えない。みんなで試行錯誤していく過程が全体の力を高めていくことになる」とエールを送った。

コーディネーターの上原久さんは、「気づいて、考えて、それを共有して動くことを丁寧に積み重ねることで、職場単位あるいは地域単位で制度としての価値が育まれていく」と総括した。

分科会  
4  
(就労促進)自治体が進める  
ユニバーサル就労に学ぶ

2022年11月20日(日)14:00~16:00

## ■ パネラー

一般社団法人エル・チャレンジ  
代表理事

富田 一幸

富士市福祉部生活支援課  
統括主幹

荒谷 隆治

NPO法人ユニバーサル就労ネットワークちば  
事務局長

鈴木 由美

## ■ コーディネーター

NPO法人ユニバーサル就労ネットワークちば  
理事長  
(社会福祉法人生活クラブ風の村特別常任顧問)

ユニバーサル就労とは、障害者だけでなく、障害者以外の働きづらさを抱えた人も職場に迎え入れようという活動を始める際に生まれた言葉だ。今回の自治体で取り組まれている活動の紹介のなかに、それぞれの自治体で実施するヒントがありそうだ。

## 一般社団法人エル・チャレンジ

大阪府では2019年4月に「改正ハートフル条例」が施行された。

改正されたのは3点で、1つ目は障害者の就労支援から「障害者等」という表現になり、一人親家庭や生活困窮者など就職困難者に対象が拡大されたこと。

2つ目は、公契約における就労支援を定義付けていること。大阪府は総合評価入札を2004年から実施しているが、これが条約に加えられた。従来的一般競争入札と異なり、価格を50点、残りの50点を技術や福祉および環境として競う。この効果で、入札に参加する企業の障害者雇用率が上がっている。

3つ目は、中間支援組織の認定で、「障害

者等職場環境整備等支援組織」という名称で現在3団体が認定されている。中間支援組織のひな形になっているエル・チャレンジは大阪府との間で政策的な随意契約を結び23年間ほど活動している。

審議会で条例をつくる際に一番問題になったのは費用対効果だった。これには当団体も大阪府もいろいろな資料を出して検討してきたので、ほかの自治体や関係者の皆さんにも参考にしてもらえないかと思っている。

## 富士市福祉部生活支援課

富士市では2014年11月、「ユニバーサル就労を拓げる親の会」から、障害者雇用に積

極的な企業の誘致および支援を要望する署名が寄せられた。これを機に市議会に「ユニバーサル就労推進議員連盟」が設立され、2017年4月に「ユニバーサル就労の推進に関する条例」が施行された。併せて「富士市ユニバーサル就労支援センター」を開設し現在に至っている。

ユニバーサル就労支援センターは、相談支援グループと就労支援グループに分かれている。この2つの機能を一体的に連携して進めることで、相談から就労支援までワンストップで支援を受けられる体制を取っている。また、多様な利用者と協力企業をマッチングするため、協力企業の開拓や、業務分解による新たな仕事の切り出しの提案・支援、サポーター登録制度などに取り組んでいる。

働きづらさを抱える一人ひとりに合わせたオーダーメイドの支援、企業がユニバーサル就労に取り組むための支援など、利用者の支援、企業支援という両輪を併せて進めることで、ユニバーサル就労が効率的に推進されていると思われる。富士市は、今後も誰一人取り残さない社会の実現を、ユニバーサル就労を通して取り組んでいく。

NPO 法人  
ユニバーサル就労ネットワークちば

働きづらさを抱える人の就労支援から始まり、段階的な就労のステージの必要性から、徐々にユニバーサル就労システムをつくり、それが生活困窮者自立支援制度の就労訓練事業のモデルの一つとして紹介された中で法人化して今に至っている。

ユニバーサル就労の特徴には、対象者を限定しない、スライド式の就労ステージがある、業務分解をしている、外部支援者とのチームによる定着支援などがある。

ダイバーシティ就労モデル事業は、いろいろな就労支援機関で支援メニューの一つとし

て活用されている状況で、障害福祉サービスの対象外の人でも障害福祉サービスを使えるという分かりやすくシンプルなものだ。

障害者手帳の有無だけでは働きづらさを測れなくなってきていて、私たちはその隙間をユニバーサル就労やダイバーシティ就労でキャッチして支援をしている。

多様な働き方への理解や意識改革が必要ということ企業側に求めてしまいがちだが、支援者や行政も含めて自立の在り方、雇用労働だけではない本人の働く選択肢を増やすことの方針について意識改革が必要ではないだろうか。

## まとめ

最後にコーディネーターの池田徹さんが、「大阪では条例を制定して実施する民間団体をつくってきた。富士市の条例も就労支援が進むことを実証していると思う。千葉の今回紹介されたダイバーシティ就労のモデル事業は、就労施策として進んでいる障害者の施策を障害者以外も利用する合理的な形ではないだろうか」とまとめた。

さらに、「自治体ごとに事情があると思うが、その事情に応じて物事を成し遂げるにはソーシャルアクションを起こさないと地域資源は増えていかないし自治体は動かない。条例まで進まなくても、施策としてこの3つの自治体がやっていることを参考に、アクションをしていただけたら」と呼びかけた。

# 包括的居住支援と一時生活支援・地域居住支援事業のあり方を考える

2022年11月23日(祝) 10:00~12:00

## ■ 登壇者

厚生労働省社会・援護局地域福祉課  
生活困窮者自立支援室 室長

国土交通省住宅局安心居住推進課  
課長

法務省保護局更生保護振興課  
地域連携・社会復帰支援室 室長

座間市福祉部参事/福祉事務所  
所長

一般社団法人くらしサポートウィズ 理事長  
(一般社団法人全国居住支援法人協議会 理事・事務局長)

NPO法人ワンファミリー仙台 理事長  
(一般社団法人全国日常生活支援住居施設協議会代表理事)

米田 隆史

上森 康幹

西村 朋子

林 星一

吉中 由紀

立岡 学

NPO法人やどかりサポート鹿児島 理事長  
(一般社団法人居住支援全国ネットワーク理事長)

認定NPO法人抱樸 理事長  
(NPO法人ホームレス支援全国ネットワーク理事長)

芝田 淳

奥田 知志



全世代において課題となっている「住まいの不安定」について、前半は厚生労働省、国土交通省、法務省の取り組みを伺い、後半は実践発表を交えて「包括的な居住支援とは何か」について議論を交わした。

## 厚生労働省社会・援護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室

コロナ禍で男女・年代問わず「住まい不安定」や「ホームレス」が増え、住居確保給付金の支給が急増した。全国の一時生活支援事業の実施率は37%で、自宅・知人宅・ネットカフェなどを転々としている不安定居住者からの相談が多い。実施率6%の地域居住支援事業については、現行の一時生活支援事業を実施している自治体だけでなく、単独実施を可能とする予算要求をしている。また、令和4年度第二次補正予算案に「居住生活支援加速化事業」を盛り込み、住まいの相談員の配置などの強化を図る。

## 国土交通省住宅局安心居住推進課

住宅セーフティネット法の2017年改正により、①住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度、②登録住宅の改修や入居への経済的支援、③登録住宅と住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援が始まった。2021年見直された「住生活基本計画」においても、公共団体の関係部局や居住支援協議会、居住支援法人が連携し、セーフティネット機能を整備することを目標としている。居住支援法人は全国で589法人を指定。厚生労働省、国土交通省、法務省の局長級および関係団体で構成する連絡協議会を設置し、連携を図っているところだ。

## 法務省保護局更生保護振興課 地域連携・社会復帰支援室

法務省保護局の地方支分部局である保護観察所は、地域社会の中で犯罪や非行をした人たちの立ち直りに向けた処遇を実施し、保護観察対象者や更生緊急保護申出者のうち、自力で住まいを確保できない者に、更生保護施設や自立準備ホームへの入所を調整する。満期で刑務所を出所した者等の2年以内の刑務所への再入率は、適切な住まいを確保して仮釈放となった者の約1.8倍である。そのため、再犯防止には居住支援が欠かせない。今後も住宅・福祉行政との連携を強化し取り組む。

## 一般社団法人全国日常生活支援住居 施設協議会

包括的居住支援は、一時生活支援事業(即日入居可)が前提と考える。一時生活支援の場で見えてきた本人の課題を加味し、数年後を見越して住まいと住まい方を提案していくことが求められる。日常生活支援住居施設は、スタッフが家族的な役割を果たしているのが特徴。8050問題など、バリエーションある支援付き住宅を増やすことが包括的居住支援には必要ではないか。

## 一般社団法人 全国居住支援法人協議会

2022年居住支援法人対象緊急アンケート結果では、全国の居住支援法人が1年間に受けた相談件数は「20件未満」の割合(33.5%)が多く、入居に結び付いた件数は「20件未満」の割合(72.4%)が多かった。困窮者の情報が相談窓口から居住支援法人につながっていない可能性や、ニーズに合った物件が少ないことが考えられ、行政や関連機関への周知が求められる。生活扶助対応型の低家賃市場の形成、民賃、公営、公共、サ高住、有料老人

ホームなどを一体的に地域の住まいとして捉え直し、情報の一元化・住宅の多様性を確保すべき。

## 座間市福祉部 福祉事務所

困窮者支援は行政だけでは対応できないことが多く、断らない相談に取り組むと行き詰まる。「力を貸してください」といふところに相談し、個別支援を通じて地域の方々と知り合う中で、現在一時生活支援事業を委託するNPOとも出会い、連携する機会が増えた。庁内連携はもちろんのこと、地域で互いの事業や立場を理解していくための基盤づくりが必要。居住支援協議会を包括的な居住支援のためのプラットフォームに育てていきたい。

## NPO 法人やどかりサポート鹿児島

近年「やどかりライフ」に取り組んでいて、居住支援の対象者に連帯保証を提供するにあたって、「支え合う互助の暮らしをしませんか」と提案している。同じマンションに住む住民同士で、市役所・銀行同行、スマホの使い方を教え合う。身寄りのない人の互助会の運営支援もして、会員間で入退院・買い物支援、弔いあい、死後事務が行われている。包括的居住支援には、「当事者主体の居住支援」が必要だ。

## まとめ

後半は、奥田知志さんの進行のもと、社会保障審議会における生活困窮者自立支援制度の見直しに言及。最後に、「3省で連携・協議して、大きなビジョンをお示しいただきたい」と期待を込めて締めくくった。

分科会  
6  
(家計改善支援)

# 権利擁護支援と 家計改善支援事業との連携

～共に支え合う地域づくりを目指して～

2022年11月23日(祝) 14:00～16:00

■ パネラー

豊田市福祉総合相談課  
主任主査  
NPO法人知多地域権利擁護支援センター  
理事長  
座間市社会福祉協議会地域福祉課生活相談係  
係長

安藤 亨  
今井 友乃  
加藤 あずさ

■ コーディネーター

明治学院大学社会学部  
教授  
生活困窮者自立支援全国ネットワーク  
理事

新保 美香  
生水 裕美



■ コメントーター

上智大学総合人間科学部社会福祉学科  
准教授  
グリーンコープ生活協同組合連合会  
生活再生事業推進室長

鍋木 奈津子  
行岡 みち子

前半は、家計改善支援事業と同じ「本人を中心に寄り添う」理念をもつ、成年後見制度や日常生活自立支援事業についてパネラーから学び、後半は参加者がチャットで参加して、家計改善支援事業や連携について意見交換を行った。

## 豊田市福祉部福祉総合相談課

成年後見制度は福祉の制度ではないが、地域共生社会の実現に向けた重要な支援策の一つとなる。2022年3月に閣議決定された第二期成年後見制度利用促進基本計画では、本人を中心にした支援・活動の共通基盤として「権利擁護支援」を位置づけた上で、意思決定支援等による権利行使の支援や権利侵害からの回復支援に取り組む。また、「重なり合う支援」では、権利擁護支援や本人の尊厳の保持を共通項とする視点が重要である。

成年後見制度の見直しの議論では、使う場面を限定的にさせることも指摘されている。この見直しと連動する形で、福祉側の支援も含めて総合的に権利擁護支援策を充実させる

必要がある。そのため、国は「持続可能な権利擁護支援モデル事業」を実施し、各自治体で実践を積んでいるところだ。

私のいる豊田市では、重層的支援体制整備や生活困窮者支援、権利擁護支援を一体的に取り組んでいる。国のモデル事業も参考に、権利擁護支援の視点を踏まえて、日常的な金銭管理の事業をつくり、家計改善支援事業とも連携しながらさらなる充実を図りたい。

## NPO 法人 知多地域権利擁護支援センター

愛知県の知多半島4市5町から委託を受けて、24時間365日活動している。権利擁護の中核機関として15年経ち、成年後見だけでなく虐待、差別、身寄り問題にも関わる。年間の新規相談数は544件。法人後見では、

多問題家族、虐待、生活困窮者世帯などの処遇困難者555人を受任している(2022年3月末時点)。職員体制は正職員8人、非常勤37人。成年後見人は、①財産管理と、②介護サービス・医療の契約などの身上監護を行い、直接の身体介護等を行わないが、私たちは行政の委託のもと事実行為を行うこともある。4市5町の課長級で組織する運営委員会を3か月に1回開くほか、弁護士・司法書士などで構成する運営適正化委員会を独自に設置している。

相談は断らないが、そう簡単に解決はしない。判断能力の欠けている方たちだが、意思はあり、支援は命ある限り続く。本人の代わりに決めても絶対にうまくいかない。人としての尊厳を護るために、本人と一緒に悩む。寄り添う支援とは何か、答えはない。地域のなかに本人の応援団を増やし、みんなで支援することを大事にしている。

## 座間市社会福祉協議会 地域福祉課生活相談係

生活相談係では家計改善、被保護者家計改善、子どもの学習・生活支援事業、生活福祉資金、社協独自の貸付事業を、6人で兼務して担っている。

家計相談には、本人や相談支援機関のほか、最近はケアマネジャーや生活保護担当ワーカーからの相談が増えている。判断能力が不十分な方の金銭管理や福祉サービスの利用を支援する「日常生活自立支援事業」の利用が望ましいと思われる場合は、専門員と一緒に面談し、本人に利用の選択をしていただいている。

日常生活自立支援事業の利用が望ましい場合でも、「自分はまだできる・金銭管理されるのは嫌」という本人の意向や専門員不足のために、日常生活自立支援事業への移行がスムーズにいかないことがある。また、後見制

度を利用すべき状況でも、家族との関係が希薄で申立人がおらず、移行に時間がかかることもある。本人の思いと、私たちの思いにズレがあり、歯がゆく感じることも多い。支援者が困っているのか、本人が困っているのかを日々考えている。

## 意見交換

後半は、チャットに寄せられた質問・感想をもとに意見交換を進めた。家計改善支援の必須化の議論や、キャッシュフロー表作成の効果、家計改善支援を学ぶことができる学習サイトに関する情報提供があった。ケアマネジャーからの福祉サービス利用料滞納の相談を解決したことから、ケアマネ間で家計改善支援事業が周知されたという話もあった。

また、家計改善支援事業・日常生活自立支援事業・成年後見制度を一体的に提供するためには、「関係者で事例を共有する」「お互いの事業やほかの制度を知ること、連携や補完する術がわかる」「日常生活自立支援事業や成年後見につながるまで数か月待ちのため、その間は家計改善支援側でギリギリ支えている」「最初はお互いの担う範囲をせめぎ合いつつも、だんだんと重なり合わないとうまくいかないことを経験して変化する」などの意見が出た。

最後に、生活困窮者自立支援全国ネットワーク内に新たに設置する「家計改善支援部会」の案内があり、「一人で頑張らずに、みんなであつながつながって一緒に取り組みましょう」と参加者にエールを送った。

# 変化する「無料職業紹介の活用」： 施策と実務のあり方を探る

2022年11月26日(土) 10:00~12:00

## ■ パネラー

一般社団法人パーソナルサポートセンター  
自立相談支援部長

平井 知則

豊中市市民協働部  
参事・くらし支援課長

濱政 宏司

無料職業紹介所・豊中  
企業支援チーム

常松 順子

公益社団法人北海道地方自治研究所  
研究員

正木 浩司

## ■ コーディネーター

A1ワーク創造館  
副館長・就労支援室長

西岡 正次



職業紹介に取り組むところが増加している。就労支援をベースにした職業紹介は、ハローワークなどでの職業紹介とはどんな面で異なっているのか。分科会7では、その意味合いを改めて整理し、討議する場となった。

## 一般社団法人 パーソナルサポートセンター

仙台市で生活困窮者の自立支援事業を担当する同センターは、被災者支援の中で就労支援を開始、オーダーメイド型の就労支援を実施してきた。

コロナ禍の中で、給付を円滑に進めていく支援や、「すぐ仕事を紹介してくれ」という相談や、既存の職場で働き続ける継続支援など多様なオーダーメイド型への進化が問われている。そこで、企業支援に特化した支援チームをつくり、無料職業紹介の新たな活用を始めている。体験や短期就労等の機会を増やし、相談者がめざす仕事や働き方を実現する求人の開拓や、特定求職者雇用開発助成金の活用など企業と連携した就労支援を進めていく。企業とともに作成した体験や就労訓練プログラムを実施して、相談者の状況に合わせた働

き方や必要な合理的配慮事項を検討して、その特性に合わせて求人情報をカスタマイズしていくなど新たな「無料職業紹介の活用」を進めていこうと思っている。

## 豊中市くらし支援課

豊中市では、雇用労働部局で生活困窮者支援を担当している。目標は就職決定ではなく、継続就労。なぜその人が働き続けることやキャリア形成が思うようにいかないのかに着目し、本人の心身の状態、就労意欲、障害の有無等、個人的な課題をサポートした上で就労につなぐ。

コロナ禍において顕在化した「新たな相談層」等に対しては、生活支援とともに仕事（雇用）を作りながら支援を行った。特に採用を控えていた会社も多かったので、就労困難者や、コロナの中で離職した人を市の無料職業

紹介所経由で採用いただいた企業に独自の緊急雇用支援金を出すという仕組みをつくった。

生活困窮に陥るきっかけの一つである失業等のタイミングで相談者を早期に発見し、支援につなぐため、自治体版ハローワークみたいなこともやっている。広く求人を出してもらい、いろいろな仕事情報の検索を契機にし、生活困窮者の早期発見・相談利用の促進につなげている。

## 無料職業紹介所・豊中

無料職業紹介所・豊中では、企業を訪問する際、採用活動をしなくても求職者の応募がない、早期離職者が多いなどといった困りごとに耳を傾けながら、人材の雇用や育成において、その企業が大切にしていること、求めている人物像などを中心にヒアリングし、企業に対して求職者の職場見学や体験実習を提案している。見学や実習をすることにより、市場の求人票に表れない職場環境や一緒に働く人の様子、人材育成の考え方などに触れることができ、求職者に合わせた働き方の提案へとつながっている。

また、合同企業説明会に企業見学や体験などを連動させたイベントを実施し、それをきっかけに企業にアプローチし、企業との関係性をつくることで、その後の求職者の個別支援を可能にしている。

マッチングを進めるにあたっては、就労支援担当と企業支援担当でミーティングを開き、見学や体験などの企業情報を共有するとともに、求職者状況や希望する環境、配慮が必要なことなどについて意見を出し合うチーム支援体制を整えている。

## 北海道地方自治研究所

生活保護の自立支援プログラムやひきこ

もり状態にある若者支援に関する調査に続けて、地方自治総合研究所が行った自治体による就労支援の全国調査に参加し、豊中市を訪ねた(注)。支援の中身の豊富さに「正直びっくりした」。ほかの団体では「何をやっていかわからない」という状態だった。同市では幅広い対象への寄り添い型支援や事情に応じたチーム支援のほか、無料職業紹介を利用して「企業との関係づくり」を進めている。就労支援という求職者支援の側面が強いが、求人者、企業の働く場を支援することによるプログラムづくりだ。就労支援の二面性をみることができた。さらに豊中しごとセンターでは地方版ハローワークにも着手し、就業 - 不就業を繰り返す不安定層に、単に仕事を紹介するだけではなく、潜在的な困窮リスク層をキャッチして、生活困窮者自立支援制度に基づく相談支援につなげている。

今後の就労支援として、若者支援等の枠組みごとの相談に加えて、「ハローワーク」のような看板、利用しやすい就労相談を看板に掲げた全世代型の支援を考えてほしい。日本で暮らす外国人にも支援の手が及ぶようにしてほしい。

## 質疑応答とまとめ

コーディネーターから「ハローワーク等が扱う仕事情報=求人を利用して就労支援は進められない。見学や体験等は就労支援のための新しい仕事情報として広がっている。無料職業紹介が企業との窓口となり、この仕事情報を作り、個別相談支援を向上させること、見学や体験等を組み込んだ多様な仕事や働き方を地域の企業といっしょにつくる段階だ」としたうえで、「一般就労(求人)に『つなぐ』ではなく、相談者に合った仕事と働き方(求人)を『つくる』役割として、無料職業紹介を理解していただければ」としめくくった。

注：「豊中市の生活困窮者自立支援の取組みに見る自治体就労支援の可能性」自治総研 476号、「豊中市の地方版ハローワークの取組みに見る自治体就労支援の可能性」同上 498号、「自治体の無料職業紹介事業の到達点」都市問題 2021年 10月号

# 続・地域を元気にする 『活躍の地域・場』づくり

2022年11月26日(土) 14:00~16:00

## ■ パネラー

NPO法人地域の寄り合い所また明日  
代表理事

森田 眞希

川根振興協議会  
会長

辻駒 健二

## ■ コメンテーター

一般社団法人釧路社会的企業創造協議会  
代表理事

櫛部 武俊

NPO法人全国コミュニティライフサポートセンター  
理事長

池田 昌弘

## ■ コーディネーター

東北福祉大学総合マネジメント学部  
教授

高橋 誠一



困窮者支援は当事者を中心に考えることが基本だが、当事者を取り巻く環境、支援する人たちの環境も併せて考えるという視点が必要かもしれない。目の前の支援で大変なことが多いと思うが、周りを見渡すことも大切ではないだろうか。

## NPO 法人地域の寄り合い所また明日

通称「また明日」は、認可保育所、認知症対応型デイホーム、地域の寄り合い所を一つ屋根の下で行っている。デイホームのお年寄りが子どもに靴を履かせたり、おやつを分けてくれることもある。寄り合い所には小中学生や高校生、大学生も来るし、地域の人がお茶を飲みに来ることもある。「また明日」の枠を超えて、地域の人たちやいろいろな肩書の人のたちとも連携して活動している。

その例として、「また明日」の前にある公園で観光協会や商店の人たちと道草市をやっている。道草市では農家の青年部の人たちが朝採れ野菜を売ったり、包丁研ぎが売店したり、コマ回しの「こまたん」が活躍したり

している。こまたんは小学生の頃からまた明日に来ていたが、あまり学校には行っていなかった。放浪の旅に出ているが、プロの大道芸人になって戻ってきて、道草市で技を披露してくれている。

道草市の作戦会議では、惣菜屋を営む女性が子どもたちに豚汁の売り上げでフライドチキンを買ってもいいと提案し、子どもたちは一生懸命割り算やかけ算をして利益ができるように計算するということがあった。

地域食堂はコロナ禍で中止にした時期もあったが、現在は弁当の形式で受け渡しをしている。弁当は無料で、野菜や惣菜はお金を出して買うことができる。何も買ったりもらったりしなくても、焚火をしてそこに集える場もある。

農家から芋や栗をもらうと、焼き芋屋や焼

き栗屋を始めたりするし、看板を描く子もいる。支援の対象になる人たちも、自らは意識せず、自分たちで何かをしようと動いて楽しそうにやっている。一人ひとりが生かされる場、活躍できる場があると、人は年齢に関係なくイキイキする。

## 川根振興協議会

川根振興協議会の拠点はかつて中学校があった場所にある「エコミュージアム川根」という建物にあり、そこでそばを提供したり、来客者向けの弁当や地域の高齢者向けの弁当づくりを行っている。働いている人たちのほぼ全員が70歳を超えている。仕事終わりには、その日働いていなかった人にも声をかけてお茶飲みをすることも。働く場であり、つながりの場にもなっているようだ。

協議会では柚子を使ったお菓子やお茶など、柚子を中心にさまざまな商品開発を行っている。昔は収穫した柚子の実を出荷するだけだったが、今は商品化してインターネットでも販売している。

地域では「油屋」と称して自分たちで出資してガソリンスタンドを営んでいるし、「万屋」という店の運営も行っている。また「もやい便」といって、マイクロバスを含む3台の車を運行している。安芸高田市から助成を受けて運営しており、利用者はタクシーより格安で移動できる仕組みになっている。

過去には地域の存続のために行政と連携して「お好み住宅」という制度を設けたことがあった。その制度で23戸が建ち、一時期は90人ぐらい人口が増えることもあった。

農事組合法人をつくり、高齢者の仕事づくりも行っている。草刈りなどの仕事を請け負っていて、地域の皆さんは喜んで汗をかいている。仕事があることで生活のリズムができるし、高齢になってもまだここで生活で

きるという安心安全につながっている。人の幸せは行政に頼るのではなく、自分たちでつくっていくことが基本ではないかと思っている。

## まとめ

まとめのディスカッションでコメンテーターの池田昌弘さんは、川根振興協議会が50年続いていることを紹介したうえで、「その秘訣をコミュニケーションにあるのではないか」と言い、「都会にあるまた明日も、地域の人が寄り添い気にかけて暮らしているのでは」と話した。櫛部武俊さんは、2つの事例ともに地域で仕事を起こしていることに触れ、「お金が出る仕組みもそうでないこともあるが、働き方を自由に考えられたほうが、生きる力や幸せ感が膨らむのではないだろうか」と語った。

コーディネーターの高橋誠一さんは、「困窮の問題の背景には孤立の問題もある。困窮者一人ひとりを支えることも大切だが、その人を取り囲む環境、地域も一緒に考えていくという視点が必要かもしれない。仕事、居場所、役割などの面で、属性に関係なく誰もが社会参加できて活躍できる仕組みや場をつくることも大事ではないか。目の前のことも大切だが、長い目で見る視点も大切。困窮支援の広がり、幅の広さをこの分科会で感じられた」とまとめた。

# 生活困窮者支援における 支援者支援とは

## ～支援者自身を孤立させないネットワーク～

2022年11月27日(日) 10:00～12:00

### ■ パネラー

かながわ生活困窮者自立支援ネットワーク  
事務局  
福岡県困窮者支援ネットワークみんなネット  
代表  
鹿児島県社会福祉課  
地域福祉支援係 主幹兼係長  
鹿児島県社会福祉課  
地域福祉支援係 主査  
始良市社会福祉協議会地域在宅福祉課地域福祉係  
係長  
NPO法人コミュニティワーク研究実践センター  
(後方支援プロジェクト)主任

川崎 あや

権藤 俊介

永留 康秀

菊池 菜穂子

丸野 光俊

佐渡 洋子

### ■ コメンテーター

中核地域生活支援センターがじゅまる  
センター長  
(市川市生活サポートセンターそら 主任相談支援員)  
厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室  
室長補佐

朝比奈 ミカ

余語 卓人

### ■ コーディネーター

生活困窮者自立支援全国ネットワーク  
事務局長

行岡 みち子



コロナ禍で増えた困難事例を抱えて、少人数もしくは一人で頑張っていたり孤立感を深めている支援員同士が出会い、助け合ってネットワークをつくるにはどうすればいいのか、この分科会が情報交換や学び合いの場になった。

### かながわ生活困窮者自立支援 ネットワーク

生活困窮者自立支援だけでなく、外国人、高齢者、子ども、障害者などさまざまな支援を行っている民間団体のネットワークで、神奈川県とも協働で事業を実施。官民のネットワーク形成を目指している。

ネットワーク会議や学習会、情報交換の場などを開催し、民間も行政も一堂に会して情報交換をしたり連携を強める取り組みを行っている。団体や機関の情報は「かながわ生活応援サイト」で提供している。

ネットワーク会議の役割は、今起こってい

る問題やこれから起こり得る問題を共有すること、神奈川県内の他地域の取り組みを知ることなどだ。活用できる制度や資源の情報を得たり、支援手法を議論したり、悩みを共有できるのは心強いこと。支援者に必要なのは、チーム支援の土壌づくりで、こうした連携があってこそ包括的支援が可能になる。

### 福岡県困窮者支援員ネットワーク みんなネット

みんなネットは任意団体で、困窮者支援に関わる人たちや学識経験者等が職種や所属等を超えて交流し、資質の維持や向上、関係者間のネットワークを図ることを主な目的とし

て、研修会や事例検討会の開催、情報交換、交流の場づくりなどを実施している。

2019年に設立総会・設立記念研修会を開催。2021年には、社会的擁護、生活保護、地域共生社会、女性問題や子どもの問題、子どもの権利などの研修や意見交換を行った。支援間連携を図るきっかけになり、フードバンク等の物資を共有するなどお互いに助け合うきっかけづくりになった。

当事者に伴走するように、支援者にも伴走が必要。共にバトンを渡し合える、信頼できる仲間がいることはとても重要なことだ。

### 鹿児島県社会福祉課・ 始良市社会福祉協議会

オンラインでの相談員の孤立を防ぐ支援者支援、通称「ONLINE お悩み相談会」を、2020年度に生活困窮者の県研修で行い、現在は毎月1回、第3木曜日に90分間オンライン上で居場所づくりをしている。

フリートークは出入り自由。楽しく意見交換や勉強会をしている。これまでにストレス発散方法、ギャンブル依存、家計相談などさまざまな話題が出た。刑余者の支援の話の流れから、地域生活定着支援センターの人を呼んで勉強会をしたり、オンラインでヨガをするなど自由な時間を過ごしている。

気軽に参加できる相談会でゆるくつながることで、業務で困ったときにお互いに相談しやすくなったと実感している。支援する私たちが笑顔でないと良い支援はできないと思うので、これからも「無理なくできることをできるだけ」の気持ちで続けていきたい。

### NPO 法人コミュニティワーク 研究実践センター

北海道の空知エリア、岩見沢市、札幌市で生活困窮の事業を実施している。コロナ禍をきっかけに後方支援プロジェクトをスター

ト。その前段階で各自治体がリレー方式で運営してきた、生活困窮者自立支援事業担当者情報交換会を引き継ぐ形で取り組んできた。

昨年は孤立を防ぐ後方支援プロジェクトを実施。情報交換会、支援員同士がつながる機会や支援情報を提供する「北海道支援情報ナビ」づくり、それぞれの支援機関をフォローアップする支援メニューを実施。今年度は、情報交換会、北海道支援情報ナビ、フードバンクと相談窓口に絞り込んで活動している。北海道にはフードバンクがない地域もあるので、自立相談支援機関や社協をつなぎ、窓口で即時に食品を渡せるような仕組みをつくった。

北海道はネットワークが形としてできあがっているわけではないので、道央圏でこれから具体的に進めていけたらと考えている。

### まとめ

朝比奈ミカさんは、「私たちは相談者から、この社会にこんな困難があるということを託されている。その託された『何か』と一緒に考えてくれる人たちをいかに増やしていくかが大切」と話した。

生活困窮者自立支援制度の見直しについて審議会等で検討されている。支援者が孤立しないよう中間支援の機能は必要であり、一部の地域では支援者ネットワークが構築され、支援者同士の情報共有やノウハウ支援、支援員向けのスーパーバイズなどの幅広い活動が行われている。こうした支援員同士のネットワークを推進すること等による支援員向けの支援の強化が必要ではないかという議論が行われている。

余語卓人さんは、「厚生労働省としても支援者のネットワークを推進していけるよう実態調査をしており、その状況も見ながら何ができるかを考えていきたい」とまとめた。

全体会2

# 全体会 2

2022 11/27(日)14:00 ▶ 16:00

## 私たちが住みたい地域で つながることの意味を考える

### パネラー

- |                                   |      |       |
|-----------------------------------|------|-------|
| NPO法人パノラマ                         | 理事   | 鈴木 晶子 |
| 生活困窮者自立支援全国ネットワーク<br>(津田塾大学 客員教授) | 顧問   | 村木 厚子 |
| NPO法人ユニバーサル就労ネットワークちば             | 事務局長 | 鈴木 由美 |
| NPO法人全国コミュニティライフサポートセンター          | 理事長  | 池田 昌弘 |
| 座間市福祉部参事 / 福祉事務所                  | 所長   | 林 星一  |

### コーディネーター

- |                                      |    |       |
|--------------------------------------|----|-------|
| 生活困窮者自立支援全国ネットワーク<br>(慶應義塾大学経済学部 教授) | 監事 | 駒村 康平 |
|--------------------------------------|----|-------|

駒村康平（以下、駒村） 全体会2では、相談することが苦手な人とどのように出会い、つ



生活困窮者自立支援  
全国ネットワーク  
監事

駒村 康平  
(慶応義塾大学  
経済学部 教授)

つながっていくのか。日々の何げない話や愚痴を聞くことを含め、日々のつながりの意義やそのつながりをどのように生かしていくのか。相談したい人が感じているバリアを解消した実例などを踏まえて、相談しやすい工夫についてのアイデアをご紹介します。

そして、関係者・支援者・相談者同士の分断を起こさないように、制度間の分断を克服する視点から、人々が支え合う地域社会づくりについて皆さんと一緒に考えていきます。

### 潜在的な相談をキャッチする

鈴木晶子（以下鈴木（晶））「コミュニティスペースえんくる」は、コロナ禍で始まった食支援事業ですが、居場所であり、まちづくりの拠点となるように、週4日オープンしています。運営している「フリースペースたまりば」は、31年前から川崎市内で不登校児童・生徒やひきこもり傾向のある若者たち、障害のある人たちと共に地域で育ち合う場づくりを続けてきました。



NPO 法人パノラマ  
理事  
鈴木 晶子

今はコミュニティカフェとフードパントリー、多世代型の地域食堂、「こども☆きっさ」などをやっています。ここで大事だと思っているのは、「プラス集まっ

た人で生まれる何か」。事業が最初から全部決まっているというよりは、集まった人で「こんな声があったし、こんなことができそうだからやってみようか」という余白があることです。

フードパントリーは、個人利用で、誰が来ても持って行っていいとしています。週末を含む週4日開設の常設です。定期利用のために、住所や名前、家族構成、アレルギーや宗教上の理由で食べられないものを聞いて、メリットとしての登録をしてもらっています。

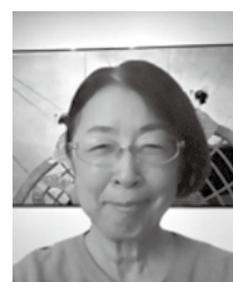
去年は「新入学・進級応援」や「出産応援」「新生活応援」など、テーマを設けた募集をしました。すると、入学応援を始めたら、手づくりして手提げバッグや上履き入れをつくってきてくれる人がいることに気がきました。普段は子育てのかなり大変な相談を別の機関にしている人がバッグづくりでは主役になれるみたいなことがあるわけです。

ここには食べ物を取りに通ってくることでゆっくりと育まれる信頼関係があり、信頼関係があるから居場所になるし、立ち話にSOSを出していく。相談は潜在的なもので、何かぼろっと言ったことに、お世話のとても上手な地域住民が声を掛けてくれたら「じゃ、話してみる」と大体の人が言います。

住みたい地域をつくる主体を増やしていくことはすごく大事なことで思っていて、そういう場所の一つにえんくるがなったらいいなと思っています。

### 人は一夜にして支えられる立場になる

村木厚子（以下村木） 私はある事件で逮捕されて164日拘留されて裁判を闘うという経験をしました。逮捕されて拘留所に連れていかれて、明るく日、「人は誰でも一夜にして支えられる立場になるんだ」と思いました。そ



生活困窮者自立支援  
全国ネットワーク  
顧問  
村木 厚子  
(津田塾大学  
客員教授)

う思ってみて、それまで自分は支える側の人間だと思っていたことに気が付きました。

全体会の1日目に、向谷地さんが「支援観の転換・崩壊」という言葉を使われたのですが、支援者にとっては支援観の転換があることはとても大事なことです。私には、課題解決型支援と伴走型支援の両方のプロの支援が必要でした。私の場合は弁護士で、弁論をするという課題解決型支援と、現在の状況とこれからのことを一緒に考えてくれる伴走型支援がとても大事でした。

ですが、プロの支援だけでは元気になることができなかった。家族、友人からの支援。同僚や近所の方が応援してくれるかが大事でした。野々村さんが、「知り合いという最強」という言葉を言われましたが、この知り合いも大事と気が付いた。自分が回復するときには、仕事に戻ることも大きく、誰かのために何かができるということの意味を感じました。さらに、裁判に通う間、大阪の人たちからの応援がパワーになりました。

自分の経験を振り返ると、プロの支援、家族や友人の支援、知り合いが味方をしてくれるか、自分にできることがあるか、そして世の中がどう見るかが大きな要素でした。

NPO 活動では、相談はとても大事だし、ハードルが高いことを私も気が付きました。若年女性、少女の支援をする若草プロジェクトのLINE相談のメインは大学生のボランティアです。彼女たちは、「相談できるってすごい。相談は、自分の現状に疑問や不満を持つことができ、言いづらいことを人に打ち明ける勇気があって、協力を求める力を持つこと」と

言います。それができない人に向けての手立ても大事ですね。

私は熊谷晋一郎先生の「自立」の定義が大好きで、『自立』とはたくさんものに少しずつ依存できるようになることである」ということを私たちの中で広めていきたいと思っています。

### 支え合いは適度な迷惑の掛け合い

池田昌弘（以下池田） 私は地域づくりという中で、特に住民が主体となって地域を考えていくというところに身を置いてきました。

住民が気に掛け合いながら地域で暮らしている風景を見ていると、人と人がつながることから気になる存在が生まれて、気に掛け合う仲間になって、ちょっと困ると支えたり支えられたりの関係になる。支え合いは適度な迷惑の掛け合いです。ところが私たちは困っても「助けて」となかなか言えずに「大丈夫です」と断ってしまいます。

ニーズ調査をすると地域課題が出てきます。住民に課題を聞くことも大切ですが、どうしてこの地域でこんなことができているかを聞くと、住民の工夫が見えてきます。できていることを評価することが地域の元気になっていくということ、住民の皆さんから感じます。

ある社協の職員は、住民から、「天ぷらをつくったから取りにおいで」という電話があるというんです。天ぷらを取りに行くと、その先に相談があった。住民が相談することはとてもハードルが高くて、案外そういう先に相談が



NPO 法人全国  
コミュニティライフ  
サポートセンター  
理事長  
池田 昌弘

あったりする。これが住民流だなと感じます。

私は断らない受け入れが重要だと思っています。そこで24時間365日、誰も断らずに受け入れる下宿屋のようなことをやって14年目になります。課題を抱えている人がほかの利用者の手伝いをしたりして、こういうことができるんだとか、社交的な人なんだなということが見えてきて、そういうことを実際の支援者と一緒に次の生活につなげていくことが大切だと思います。

運営するに当たって、町内会長や民生委員、地域の人にも運営に関わってもらっています。「こういうところがあればいろいろな課題を抱えている人も地域と一緒に暮らせるよね」と言ってくれて、住民と一緒に考えている必要性を感じています。

駒村 ありがとうございます。さて、次に制度的な問題等々の議論にも入っていきたいと思います。

### 地域も本人も元気になるためのネットワークを

鈴木由美（以下鈴木（由））「ユニバーサル就労ネットワークちば」は中間的就労を15～16年前に開発しました。初めは就労だけだったのですが、いろいろな課題をセットで見



NPO 法人  
ユニバーサル就労  
ネットワークちば  
事務局長  
鈴木 由美

いかないと就労が安定しないので、生活支援、ひきこもり支援など幅を広げて運営しています。

社会参加が難しい人は障害福祉分野、社会参加はできる人は雇用・労働分野ですが、両方に引っ掛からない人が年々増えてきています。そしてそこのはざまを

埋めていく存在が生困の制度で求められている。さらにその先の制度のはざまを民間の独自事業で埋めているのが現状だと思っています。

私たちは適性検査をやるのですが、その中に「人の役に立ちたいか」という項目があります。協調性や働く気はなくても、誰かの役に立ちたいという思いは強く出ていたりします。そこを拾い上げて働く場につなげていくことが当事者を元気にすることなのだと思います。

支援者と当事者の「線」だけの関係性では絶対に行き詰まるので、たくさんの「線」がつながって「面」になることで本人が動きだすことはたくさんある。私がつながりをたくさんつくりたいのは自分の負担も減らしたいという考えもあるのですが、いろいろな人の線の上を当事者が行ったり来たりするところで、地域も本人も元気になっていくというのが就労支援の原点ではないかと私は思っています。

### 支援体制のネットワークづくり

林星一（以下林）2015年に、制度開始のタイミングで生困制度の担当となり、まず取り組んだのは庁内連携の仕組みづくりでした。

座間市では「包括的支援体制構築ワーキングチーム」をつくり、庁内連携を通じて相談をキャッチアップし、自立相談支援事業の「断らない相談支援」で受け止め、行政や制度で対応できない課題を地域の人たちの力を借りて解決することで事業を進めてきました。

このような個別支援がつながりご縁から生まれたのが、「チーム座間」と呼んでいる生活困窮者支援のネットワークです。多様な主体が参画し、それぞれが行っている制度事業以外の活動も視野に入れながら支援体制づくりを



座間市福祉部  
参事  
福祉事務所  
所長  
林 星一

進めてきました。

チーム座間の人たちと一緒に仕事をする中で、支援体制づくりにおいては、個別の支援だけではなく、立場も含めて理解していくことが大事なことで学ばせていただきました。

座間市では、かなこんネット、神奈川県と共催した研修会がご縁で自殺対策支援センターライフリンクとのご縁ができ、連携自治体事業の実施に至りました。また、県の居住支援協議会や国土交通省とのご縁が座間市居住支援協議会の設立につながりました。こうした生活困窮者自立支援の隣接領域に横に横につながっていく方向性は、最近では孤独・孤立対策や住まいの社会保障といった課題を地域の人たちと一緒に考える機会にもつながっています。

最後に今回のテーマで思い出した印象的なエピソードを紹介します。

ある日、スポーツ課から、「スポーツ課所管の土地にバラック小屋を建てて生活している人がいる。心配なので同行してほしい」との連絡があり、行ってみると、60代の男性が生活していました。野菜を栽培して、収穫したものは農家に持って行って米に換え、まきは廃材屋がくれるし、毎日体を動かしているのが今のところ健康だし、毎日誰かしら来るとのことでした。

安否確認の訪問を続けていましたが、ある日、知人を名乗る人物から、「倒れて口が利けなくなっている」と電話がかかってきて、救急搬送後入院、生活保護の利用になりました。知人が生活援護課に電話をしたのは、バラックの中にあつた自立サポート相談のチラシを

見たからでした。そうしたことが一人の命を救うこともあるならば、できることを工夫しながら行っていくことが住民の生命・身体・財産を守る自治体の使命だと考えています。

### さりげないSOSをどう支援につなげるか

駒村 ありがとうございます。

前半部分の相談したい人は自分が何に困っているかうまく説明できないし、自分の体面なども気にしている。つながりの中で愚痴やSOSをさりげなく発信しています。それをどう困窮者制度につなげていくのでしょうか。

鈴木（晶） コミュニティスペースえんくるは、ほかで月1回だけやっている食料配布の団体がここを知って来る、行政や福祉事務所からの紹介もいろいろあります。自立相談支援につながるようなネットワークがあればいいと思います。

村木 うまくつながりができているところに、どうやったらつながれるのかと聞くと、「大事なのは借りをつくることだ」と言われました。何かしてあげるではなくて、借りをつくりに行く。頑張りすぎずに借りをどんどんつくるというのがコツかなと思いました。

池田 つながるチャンスなんですよ。1回訪ねたら程なく立ち寄りというのはすごく大切なのではないかと思います。案外みんな近所のことには分かっています。あそこはよく息子が帰ってきているとか、誰かが支えているとか、「本当に大変なときは私たちが連絡してあげるね」ということを気付いています。

駒村 行政は、自然発生的な部分に関しては、それをサポートしたり認めたりするのか、そ

れとも何かの制度的な名称をつけないと正当化できない、という話なのでしょうか。

林 包括的支援体制ワーキングチームをつくる時、職員提案で全庁的なネットワークづくりを提案しました。そうしたら全体への影響が大きすぎるからと預かりになってしまって、そこで終わりました。私はずっと福祉の部門だったので役所の進め方を全然知らなかったのです。企画の部門の職員に聞くと、「行政改革でやってみたらどうか」と言われ、仲間を集めて準備会を立ち上げ、役所の正規の決裁ルートで承認をいただきました。

結局、どうしたらいいのか分からないのは自分だったんです。分からないときは分かっていそうな人に聞かないといけないということが分かりました。

鈴木（由） 自立相談支援を受託した時期がコロナの特例貸付の第2弾のとても忙しい時期で、地域づくりを考える余裕もない状態から始まりました。

書類をもらってはんこを押して社協に送るという日々が続いていた中で、私たちは何をやるのかが分からなくなり、私が担当しているエリアの団地を一日自転車ですらふらしてみました。たまたまケースの人が一人いたので、その人のおうちに行ってお話を聞いたときに、その人から団地にはたくさん課題を持つ人がいると聞いて、一緒に自転車で回りました。本来支援しなければならない人が団地にこれだけいたんだということがわかりました。コロナの中で巻き込まれていても、自分の本来の支援はそこにあるんだというのを思い出せた契機でした。

## 登壇者からのメッセージ

駒村 最後に、今日ご参加の皆さまに今日の議論のメッセージを一言ずついただきたいと思います。

鈴木（晶） 私は生活困窮の事業は住民と一緒に考えていく事業だし、でも行政として、あるいは行政の事業としてしっかり責任を果たしていく部分と二つの側面を持っているのだと思います。みんなで失敗したり、失敗をシェアしながら地域の人に助けってもらって、また明日から頑張ろうかなと思います。

村木 生活困窮や児童、障害などの現場の支援をする人たちの会合に出ると、支援者としての悩みがいっぱい出てきました。それを見ながらふっと思ったのは、「あれ？ 普段相談者同士でこの話をしていないのかな、支援者同士では、地域の人とはこういう話をしていないのかな」。

多分悩みを抱えている人がすごくたくさんいる。今日ここに出てきているスーパーマンの人たちもやはり悩みを抱えていることが今日分かったので、率直に周りに愚痴を言い、悩みを共有する機会を今日をきっかけに皆さんに増やしていただけたら、またこの大会がそれを持ち寄れる場になれば本当にうれしいなと思います。

鈴木（由） 私も基本的にはずっと悩んでいるほうですが、帰りの車の中をいつも一人反省会の時間にしています。そこで思いっきり落ち込んで、その日のお祓いをしています。

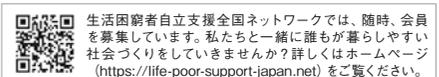
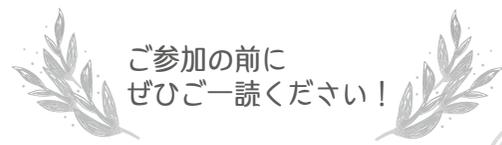
千葉県的生活困窮ネットワークの「ちこネット」という集まりがあるのですが、自治体を超えて同じ話ができる人が県内にたくさんいるということはものすごく力になっているの

で、支援者のネットワークの中でそういう話ができる仲間を見つけていくというのも一ついいのではないかと思います。

池田 私たちは専門職ということもあるのですが、住民と話をしているといろいろな生活の知恵を教えられることが多いです。ですから、住民とも一緒に話して、住民と一緒に地域のことを考えていくことに、解決できるヒント・知恵があるのではないかと思います。

林 生活困窮者自立支援制度はもともと隙間に光を当てて、それをキャッチアップしていこうとか横につないでいこうということが基本だったと思います。制度の中だけで考えないで、地域の人とも一緒にその隙間を見つけていくようなことを今後もやっていきたいと思いました。

駒村 ありがとうございます。



第9回

# 生活困窮者自立支援全国研究交流大会

多重不安の時代にあつて生活困窮者自立支援制度と伴走型支援を問う

全体会 1 2022年 11月12日 [土] 13:00 ~ 17:05 **オンライン開催** **大会ニュース1号**

発行:2022年11月1日

第一部シンポジウム 13:10 ~ 15:00

## 「伴走型支援の現在そして可能性 多重不安の時代に 地域社会の根幹を支える」



- パネラー**
- 浦河べてるの家 理事 / 北海道医療大学 教授 **向谷地生良**
  - 東近江圏域働き・暮らし応援センター「Tekito」センター長 **野々村光子**
  - 日本福祉大学 教授 **原田 正樹**
  - 文京区社会福祉協議会 地域福祉推進係 係長 **浦田 愛**
- コーディネーター**
- 生活困窮者自立支援全国ネットワーク 顧問 **宮本 太郎**  
(中央大学法学部 教授)

今年も生活困窮者自立支援全国研究交流大会が始まります。大会の皮切りとなる第一部シンポジウムでは、大会趣旨にも掲げた「多重不安」というべき時代において、根幹をなす生活困窮者自立支援制度を駆使して伴走型支援に取り組んでいる実践者にご登壇いただきます。実践者の経験から、つながり、当事者に寄り添い、制度を駆使して当事者とともに目標へと向かうなかで、それぞれが展開される地域のなかの「場」の意義やあり方についても語り、深め合います。孤独や孤立を解消して地域共生社会へ向かう多様な支援のあり方を考えます。  
(企画担当者：宮本太郎)

第二部シンポジウム 15:15 ~ 17:05

## 「生活保護制度と生活困窮者自立支援制度の新たな連携」

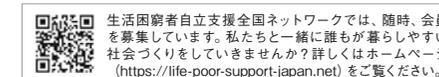
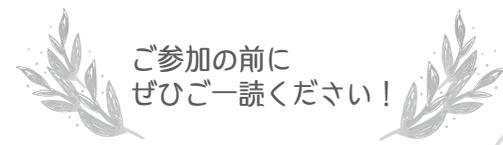
第二部シンポジウムでは、2021年10月からスタートした生活保護法と生活困窮者自立支援法の次期法改正に向けた検討のなかで大きくクローズアップされた両制度の連携のあり方を、ご一緒に考えていきたいと思ひます。2021年に『生活保護解体論』を出版され注目を集めた岩田正美先生には、生活保護制度の本質的な問題等をお話いただきます。奥田知志代表理事には両制度の連携の現状と課題、米田隆史室長には両制度の連携に関する論点、池谷秀登先生には生活保護におけるケースワークのあり方をご発題いただき、それをふまえて、今後の新たな連携のあり方を展望していきます。皆さま、ぜひご参加ください。  
(コーディネーター：新保美香)

- パネラー**
- 日本女子大学 名誉教授 **岩田 正美**
  - 生活困窮者自立支援全国ネットワーク 代表理事 **奥田 知志**
  - 厚生労働省 社会・援護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室 室長 **米田 隆史**
  - 立正大学社会福祉学部 教授 **池谷 秀登**
- コーディネーター**
- 生活困窮者自立支援全国ネットワーク 理事 **新保 美香**  
(明治学院大学社会学部 教授)



大会のもようを収録した大会報告書は、完成しだいご参加いただいた皆さまに送付いたします。

文責 生活困窮者自立支援全国ネットワーク事務局 (厚生労働省委託事業)



第9回

# 生活困窮者自立支援全国研究交流大会

多重不安の時代にあつて生活困窮者自立支援制度と伴走型支援を問う

2022年 11月19日 [土] AM 分科会1 PM 分科会2 **オンライン開催** **大会ニュース2号**

発行:2022年11月9日

分科会1 地域づくり 10:00 ~ 12:00

## 「生活困窮者自立支援事業と地域づくり」

- 事例発表・パネラー**
- ①大阪狭山市社会福祉協議会 事務局長 **津田 和宏**
  - ②NPO法人アットマークリアスNPOサポートセンター 理事・事務局長 **川原 康信**
  - ③東広島市社会福祉協議会 地域福祉課 課長補佐 兼 相談支援係長 **岡村 智行**
  - ④日本福祉大学社会福祉学部 教授 **原田 正樹**
- コーディネーター**
- ⑤日本福祉大学福祉経営学部 (通信教育) 教授 **渋谷 篤男**

相談支援、参加支援、地域づくりの「一体的推進」は、社会的孤立の課題が大きいことを踏まえれば、きわめて重要な考え方となります。しかし、相談支援と参加支援をつなぐことは比較的想定しやすいのですが、それを地域づくりと結びつけることは難しく、人によって、組織によって、考え方や方法がかなり異なっているのではないのでしょうか。実は異なっているのが当然で、ときに衝突する……しかし、けんか別れにならない程度に連携するということがもしません。この分科会は、相談支援・参加支援と地域づくりをつなげることで、そして地域づくりでどのような連携をつくるかを生活困窮者自立支援事業の立場で考えます。  
(企画担当者：渋谷篤男)

分科会2 子ども・若者支援 14:00 ~ 16:00

## 「「プッシュ型」「アウトリーチ型」支援への「転換」にどう向き合うのか？」

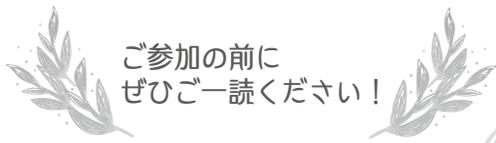
子ども基本法の成立や子ども家庭庁の創設と、現在子ども・若者支援は大きな転換点を迎えています。そのなかで、いかに縦割りをこえて、必要な支援を届ける「プッシュ型」「アウトリーチ型」に転換をしていけるのでしょうか？ 本分科会では、前半で虐待対策の第一人者である大分大学の相澤仁教授と子どもの虐待防止センターの奥山眞紀子氏をお迎えし、子ども支援施策の流れと現状をご紹介いただき、議論を深めていきます。後半は、全国ネットワーク社員である NPO 法人インクルいわての山屋理恵氏から実践報告をいただき、今後現場はどう変わっていくのか、変わっていくべきなのか、現場の視点から考えます。政策と支援現場、両面からの報告と議論を通じ、困窮する子ども・若者支援の今後を展望します。  
(企画担当者：鈴木晶子)

- パネラー**
- ①大分大学福祉健康科学部 教授 **相澤 仁**
  - ②社会福祉法人子どもの虐待防止センター 理事 **奥山眞紀子**
  - ③認定NPO法人インクルいわて 理事長 **山屋 理恵**
- コメンテーター**
- ④認定NPO法人スチューデント・サポート・フェイス (S.S.F.) 代表理事 **谷口 仁史**
- コーディネーター**
- ⑤NPO法人パノラマ 理事 **鈴木 晶子**



大会のもようを収録した大会報告書は、完成しだいご参加いただいた皆さまに送付いたします。

文責 生活困窮者自立支援全国ネットワーク事務局 (厚生労働省委託事業)



ご参加の前に  
ぜひご一読ください！



生活困窮者自立支援全国ネットワークでは、随時、会員を募集しています。私たちと一緒に誰もが暮らしやすい社会づくりをしていきませんか？詳しくはホームページ(https://life-poor-support-japan.net)をご覧ください。

第9回

# 生活困窮者自立支援全国研究交流大会

多重不安の時代にあって 生活困窮者自立支援制度と伴走型支援を問う

2022年 11月20日【日】 AM 分科会3  
PM 分科会4

オンライン開催

大会ニュース3号

発行:2022年11月9日

見どころ・聞きどころ

分科会3 人材育成 10:00 ~ 12:00

## 「相談支援の質をどう高めるか ～従事者の人材育成、マネジメント」

実践事例報告

- ①松江市社会福祉協議会生活支援課 課長 池田 圭介
- ②神栖市社会福祉協議会 事務局長 橋田 勝
- ③千葉県生活困窮者自立支援実務者ネットワーク事務局長 及川 哲

助言者

- ④豊中市社会福祉協議会 事務局長 勝部 麗子

コーディネーター

- ⑤Optim's-pt (オプティムズ・プロジェクト) 代表 上原 久

分科会3のテーマは、生活困窮者自立支援制度を担う「人材」です。コロナ禍においては、相談件数が急増し、住居確保給付金の事務手続きに追われるなどして、支援員の育成に課題を感じている現場も少なくないと思われます。

分科会3では、職場内、あるいは地域の多機関と一緒に事例検討や学習会を実施したり、県域で支援員同士のネットワークづくりに取り組んでおられる実践者にご報告いただきます。

生活困窮者自立支援制度の国研修講師であり、「見立てを深めるための事例検討会」を主催されている上原久さんのコーディネートのもと、豊中市社協の勝部麗子さんをコメントーターに迎え、相談支援の質をどのようにとらえるのか、また、それを担う人材の資質や育成のあり方、職場のマネジメント等について考えます。

(企画担当者：高橋良太(全国社会福祉協議会地域福祉部部長))

見どころ・聞きどころ

分科会4 就労促進 14:00 ~ 16:00

## 「自治体が進めるユニバーサル就労に学ぶ」

働きづらさを抱える方々の就労を支援するうえで、自治体の役割はとても重要です。

今回発言いただく3人の自治体の紹介をします。大阪府は、民間事業者と公契約を結ぶ際、「障害者等」(障害者だけじゃない!)の雇用率が勘案される総合評価制度を取り入れています。雇用率が低い企業は参入できません。静岡県富士市は、日本で初めてユニバーサル就労推進条例を制定し、常勤者7名による就労支援をおこなっています。千葉県は、日本財団と連携して、障がい者の就労移行支援、就労継続支援事業所で障がい者以外の働きづらさを抱える方を受け入れるモデル事業を始めました。

こうした先進的な取り組みに学び、多くの自治体でこうした取り組みが進むようになることをめざします。

(企画担当者：池田徹)

パネラー

- ①一般社団法人エル・チャレンジ 代表理事 富田 一幸
- ②富士市福祉部生活支援課 統括主幹 荒谷 隆治
- ③NPO法人ユニバーサル就労ネットワークちば事務局長 鈴木 由美

コーディネーター

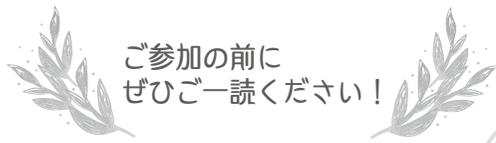
- ④NPO法人ユニバーサル就労ネットワークちば 理事長 (社会福祉法人生活クラブ風の村特別常任顧問)

池田 徹



大会の模様を収録した大会報告書は、完成しだいご参加いただいた皆さまに送付いたします。

文責 生活困窮者自立支援全国ネットワーク事務局  
(厚生労働省委託事業)



ご参加の前に  
ぜひご一読ください！



生活困窮者自立支援全国ネットワークでは、随時、会員を募集しています。私たちと一緒に誰もが暮らしやすい社会づくりをしていきませんか？詳しくはホームページ(https://life-poor-support-japan.net)をご覧ください。

第9回

# 生活困窮者自立支援全国研究交流大会

多重不安の時代にあって 生活困窮者自立支援制度と伴走型支援を問う

2022年 11月23日【水・祝】 AM 分科会5  
PM 分科会6

オンライン開催

大会ニュース4号

発行:2022年11月15日

見どころ・聞きどころ

分科会5 居住支援 10:00 ~ 12:00

## 「包括的居住支援と一時生活支援・ 地域居住支援事業のあり方を考える」

登壇者

- ①厚生労働省 社会・援護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室 室長 米田 隆史
- ②国土交通省住宅局安心居住推進課 課長 上森 康幹
- ③法務省保護局更生保護振興課 地域連携・社会復帰支援室 室長 西村 朋子
- ④座間市福祉部参事/福祉事務所 所長 林 星一
- ⑤一般社団法人くらしサポート・ウィズ 理事長 (全国居住支援法人協議会 理事) 吉中 由紀
- ⑥NPO法人ワンファミリー仙台 理事長 (一般社団法人全国日常生活支援住居施設協議会 代表理事) 立岡 学
- ⑦NPO法人やどかりサポート鹿児島 理事長 (一般社団法人居住支援全国ネットワーク 理事長) 芝田 淳
- ⑧認定NPO法人抱樞 理事長 (ホームレス支援全国ネットワーク 理事長) 奥田 知志

生活困窮者自立支援法の見直しの議論の中で居住に関する支援のあり方は、重要な課題となっています。しかし、居住支援は、困窮者支援制度のみならず障害福祉、高齢者福祉、さらに国交省や法務省においても大きな課題です。困窮制度における一時生活支援事業と地域居住支援事業の今後は、省庁をまたぎながら議論される必要があります。

この分科会では、厚労省、国交省、法務省からも担当者が登壇されます。その上で実践者の現場の声を土台としつつ議論したいと思えます。「居住支援」という横断的な支援を一体的に行っていくために、最新の国の情報もお聞きしながら我々は何ができるのか、議論を深め合います。ぜひ、ご参加ください。

(企画担当者：奥田知志)

見どころ・聞きどころ

分科会6 家計改善支援 14:00 ~ 16:00

## 「権利擁護支援と家計改善支援事業との連携 ～共に支え合う地域づくりを目指して～」

パネラー

- ①豊田市福祉総合相談課 主任主査 安藤 享
- ②NPO法人知多地域権利擁護支援センター 理事長 今井 友乃
- ③座間市社会福祉協議会 地域福祉課生活相談係 係長 加藤あずさ

コメントーター

- ④上智大学総合人間科学部社会福祉学科 准教授 鍋木奈津子
- ⑤グリーンコープ生活協同組合連合会 生活再生事業推進室長 行岡みち子

コーディネーター

- ⑥明治学院大学社会学部 教授 新保 美香
- ⑦生活困窮者自立支援全国ネットワーク 理事 生水 裕美

「行岡さん、生水さん、今年も家計分科会、暑い時間になりそうですね!」(新保)

「そうですね、今年は家計改善支援事業と同じく本人を中心に寄り添う支援を行う。理念のもとで行われている権利擁護支援について学び、両支援の連携を考えていきます」(行岡)

「それは素敵!とても楽しみです」(鍋木)

「今年も家計分科会の風物詩、生水さんのダイナミックな進行にも乞うご期待です!」(新保)

「今年もがんばりますね!」(生水)

「このたび全国ネットには家計改善支援部会が新設されました。部会にも多くの皆さまにご参加いただきたくです」(行岡)

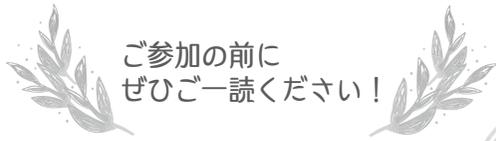
「そうですね!!」(生水・新保・鍋木)

「皆さま、ハートフルな家計分科会にぜひご参加ください、一緒にによりよい支援を考えていきましょう!心よりお待ちしております〜♡」(行岡・生水・新保・鍋木)

(コーディネーター：新保美香)

大会の模様を収録した大会報告書は、完成しだいご参加いただいた皆さまに送付いたします。

文責 生活困窮者自立支援全国ネットワーク事務局  
(厚生労働省委託事業)



第9回

# 生活困窮者自立支援全国研究交流大会

多重不安の時代にあつて生活困窮者自立支援制度と伴走型支援を問う

2022年 11月26日【土】 AM 分科会7  
PM 分科会8

オンライン開催

大会ニュース5号

発行:2022年11月15日

見どころ・聞きどころ

分科会7 就労支援の機能強化 10:00～12:00

## 「変化する『無料職業紹介の活用』: 施策と実務のあり方を探る」

パネラー

- ①一般社団法人パーソナルサポートセンター 自立相談支援部長 平井 知則
- ②豊中市市民協働部 参事・くらし支援課長 瀧政 宏司
- ③無料職業紹介所・豊中 企業支援チーム 常松 順子
- ④公益社団法人北海道地方自治研究所 研究員 正木 浩司

コーディネーター

- ⑤A'ワーク創造館 副館長・就労支援室長 西岡 正次

分科会7では、無料職業紹介の活用につきまとう誤解を解きほぐします。誰もが知っている職業紹介のハローワークモデルと大きく異なる自治体や相談支援団体による職業紹介を「就労支援モデル」として整理してみます。

論点(1): 職業紹介の活用=企業や働く場とどのような関係づくりが可能になるのか?期待される効果は何か?など、自治体や地域の施策上の意義、私たちの支援活動が生み出す付加価値について議論します。

論点(2): 無料職業紹介に必要な活動の実際=相談者にあった仕事や働き方をどのようにつくるのか?求人等を「見つける」ではなく、相談者とともに「つくる」活動を見てみます。きっと、新しい職業紹介・マッチングの世界に出会えます。

(企画担当者: 西岡正次)

見どころ・聞きどころ

分科会8 活躍支援 14:00～16:00

## 「続・地域を元気にする『活躍の地域・場』づくり」

生活困窮者自立支援制度が目指すもの一つには地域づくりがあります。地域づくりというとき、仕組みや関係図がよく提示されるわけですが、この分科会では“地域で生きる人となり”を伝えたいと思ひ「地域の寄り合い所また明日」(東京都小金井市)の森田さんと「川根振興協議会」(広島県安芸高田市)の辻駒さんにご登壇願いました。

お二人とも住むところも地域も課題すら違います。でも一緒のことがあります。それは必要に迫られたり困難に抗しているからこそ、明るく希望をもって生きていることなのです。暮らしに根ざすとはそういうことであるし、地域を支えるこの方々は人の自立は社会的であるという自立(自律)の本質を生きざままで示していることだと思ひます。

ぜひ、お二人のお話に傾聴をお願いいたします。そうしたお話を通じてそれぞれの人に、それぞれの地域に相応しい多様な生き方、多様な働き方、多様な活躍の在り方について一緒に考えましょう。

(企画担当者: 柳部武俊)



パネラー

- ①NPO法人地域の寄り合い所また明日 代表理事 森田 眞希
- ②川根振興協議会 会長 辻駒 健二

コメンテーター

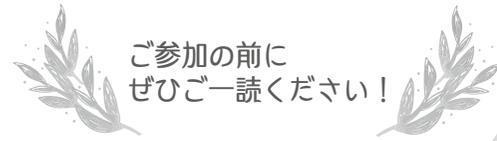
- ③一般社団法人釧路社会的企業創造協議会 代表理事 柳部 武俊
- ④NPO法人全国コミュニティライフサポートセンター 理事長 池田 昌弘

コーディネーター

- ⑤東北福祉大学 総合マネジメント学部 教授 高橋 誠一

大会の模様を収録した大会報告書は、完成しだいご参加いただいた皆さまに送付いたします。

文責 生活困窮者自立支援全国ネットワーク事務局 (厚生労働省委託事業)



第9回

# 生活困窮者自立支援全国研究交流大会

多重不安の時代にあつて生活困窮者自立支援制度と伴走型支援を問う

2022年 11月27日【日】 AM 分科会9  
PM 全体会2

オンライン開催

大会ニュース6号

発行:2022年11月18日

見どころ・聞きどころ

分科会9 支援者支援 10:00～12:00

## 「生活困窮者支援における支援者支援とは～支援者自身を孤立させないネットワーク～」

パネラー

- ①かながわ生活困窮者自立支援ネットワーク 事務局 川崎 あや
- ②福岡県困窮者支援ネットワーク みんなネット 代表 権藤 俊介
- ③鹿児島県 社会福祉課 主幹兼地域福祉支援係長 永留 康秀
- ④NPO法人コミュニティワーク研究実践センター 主任 地域福祉支援係長 菊池菜穂子
- ④NPO法人コミュニティワーク研究実践センター 主任 (後方支援プロジェクト) 丸野 光俊
- ④NPO法人コミュニティワーク研究実践センター 主任 (後方支援プロジェクト) 佐渡 洋子

コメンテーター

- ⑤中核地域生活支援センターがじゅまる センター長 (市川市生活サポートセンターそら主任相談支援員) 朝比奈ミカ
- ⑥厚生労働省 社会・援護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室 室長補佐 余語 卓人

コーディネーター

- ⑦生活困窮者自立支援全国ネットワーク 事務局長 行岡みち子

新型コロナウイルス感染症により、生活困窮者支援の現場は大きな混乱とともに、今後の災害時などにおいてもますます必要性が高まっていくことは、おそらく現場の皆さんも肌で感じてこられたところだと思います。支援者自身が孤立しないためにも、皆さんが現場で担ってきた課題や経験知をシェアし、それぞれの地域でフォローアップできるような官民が連携したネットワークが必要とされています。

分科会9では、各地域で支援者のネットワークをつくり、支援者支援に取り組んできた各地の実践を紹介いたします。それぞれの地域で工夫をこらし、支援者を孤立させないネットワークが育まれてきました。生活困窮者支援がより良いものになるよう、情報共有をとおして、皆さんの地域のヒントになることを願っています。

(企画担当者: 佐渡洋子)

全体会2 14:00～16:00 「私たちが住みたい地域でつながることの意味を考える」

今年の大会の「しんがり」として、

- 1) 相談することが苦手な人と、どのように出会い、どのようにつながっていくのか。日々の何気ない話や愚痴を聞くことを含めて、日常のつながりの意義やそのつながりをどのように生かすのか。相談したい人が感じるバリアを解消した事例などを踏まえて、相談しやすい工夫について紹介します。

- 2) 関係者、支援者・相談者同士の分断を起こさないよう、制度間の分断を克服する視点から、人々が支えあう地域社会づくりを皆さんと一緒に考えます。

相談者、支援員が元気になるメッセージを、大会をしめくぐる全体会2から発信していきたいと思ひます。

(企画担当者: 駒村康平)

パネラー

- ①NPO法人パノラマ 理事 鈴木 晶子
- ②生活困窮者自立支援全国ネットワーク 顧問 (津田塾大学 客員教授) 村木 厚子
- ③NPO法人ユニバーサル就労ネットワークちば 事務局長 鈴木 由美
- ④NPO法人全国コミュニティライフサポートセンター 理事長 池田 昌弘
- ⑤座間市福祉部参事/福祉事務所 所長 林 星一

コーディネーター

- ⑥生活困窮者自立支援全国ネットワーク 監事 (慶應義塾大学経済学部 教授) 駒村 康平



大会の模様を収録した大会報告書は、完成しだいご参加いただいた皆さまに送付いたします。

文責 生活困窮者自立支援全国ネットワーク事務局 (厚生労働省委託事業)

第9回

# 生活困窮者自立支援 全国研究交流大会

多重不安の時代にあって  
生活困窮者自立支援制度と伴走型支援を問う

オンライン開催

開催日

全体会1 2022年11月12日(土)

分科会 2022年11月19日-27日

全体会2 2022年11月27日(日)



主催

一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク

開催趣旨

感染拡大、戦争、自然災害など社会の根幹が揺るがされる事態が続き、これらが困窮や孤立と絡まり合い、いわば「多重不安」ともいべき状況が広がっています。社会が基盤を維持するための仕組みとして生活困窮者自立支援制度の重要性は高まり、それゆえに、地域共生社会、孤独孤立対策等とこの制度とも重なり合う政策や制度が様々に提起されるようになりました。

だからこそ、生活困窮者自立支援制度のエッセンスを見つめ直し、他制度との有意義な連携のかたちを考える必要があります。この全体会では、まず伴走型支援という観点から生活困窮者自立支援制度のエッセンスを考えます。そして、現在議論が進行しつつある生活困窮者自立支援制度と生活保護制度による「重なり合う支援」のあり方を議論します。

第9回

# 生活困窮者自立支援全国研究交流大会

多重不安の時代にあって  
生活困窮者自立支援制度と伴走型支援を問う

開催日

■全体会1  
2022年11月12日(土)

■分科会  
2022年11月19日-27日

■全体会2  
2022年11月27日(日)

■参加費

参加費:3,000円  
全体会と各分科会すべてにオンラインで参加いただけます。  
※全体会や分科会終了後には専用サイトからアーカイブ映像の視聴が可能です。  
※大会終了後、第9回全国研究交流大会の報告書を郵送します。

■参加方法

全体会と各分科会はすべてZOOMウェビナー方式となります。  
※視聴デバイス=PCやスマートフォン、タブレット等のオンライン端末になります。  
※ZOOMのオンライン入室方法や使い方については、別途専用ページと配信メールにてご案内します。

■申込締切

2022年11月4日(金)

ZOOMを使ったオンライン開催

全体会1 11/12(土)

13:00~13:10

開 会

○生活困窮者自立支援全国ネットワーク  
○厚生労働省

代表理事(高知市長) 岡崎 誠也

13:10~15:00

### 第一部シンポジウム 「伴走型支援の現在そして可能性 多重不安の時代に地域社会の根幹を支える」

生活困窮者自立支援制度は、伴走型支援を実現しようとするものです。もちろん伴走というのは比喩であり、制度が全体として当事者に寄り添い、共に目標とする地点に近づくことを目指す必要があります。またそのためにも、当事者が目標に近づき元気になる「場」につなぐことも大事です。包括的相談支援でつながり、方向を確認しながら、「場」につないでいく支援をどう実現するか。多様な支援の経験を集約しながら考えます。

- パネラー**
- ① 浦河へてるの家 理事/北海道医療大学 教授 向谷地生良
  - ② 東近江圏域働き・暮らし応援センター“Tekito-” センター長 野々村光子
  - ③ 日本福祉大学 教授 原田 正樹
  - ④ 文京区社会福祉協議会 地域福祉推進係 係長 浦田 愛
- コーディネーター**
- ⑤ 生活困窮者自立支援全国ネットワーク 顧問 宮本 太郎 (中央大学法学部 教授)

15:00~15:15

### 国会議員からのエール

15:15~17:05

### 第二部シンポジウム 「生活保護制度と生活困窮者自立支援制度の新たな連携」

生活保護制度と生活困窮者自立支援制度との連携については、制度を見直す検討会・部会における重要な論点となっています。シンポジウムでは、各制度に精通したパネラーとともに、今後のあり方を考えていきます。

- パネラー**
- ① 日本女子大学 名誉教授 岩田 正美
  - ② 生活困窮者自立支援全国ネットワーク 代表理事 奥田 知志
  - ③ 厚生労働省 社会・援護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室 室長 米田 隆史
  - ④ 立正大学社会福祉学部 教授 池谷 秀登
- コーディネーター**
- ⑤ 生活困窮者自立支援全国ネットワーク 理事 新保 美香 (明治学院大学社会学部 教授)

17:05 閉会

## 全体会2 11/27(日)

14:00~16:00

### 「私たちが住みたい地域でつながることの意味を考える」

私達は「断らない相談」「縦に割らない支援」そして「支え手」「受け手」を超えて支え合う社会を目指しています。その実現のため、①「個別の課題」ではなく「人」を見ているか、②受け手も支え手も繋がって元気になるか、③その先にある地域社会の問題をどう克服するのか、みんなで一緒に振り返りをしましょう。

- パネラー**
- ① NPO法人パノラマ 理事 鈴木 晶子
  - ② 生活困窮者自立支援全国ネットワーク 顧問 村木 厚子 (津田塾大学 客員教授)
  - ③ NPO法人ユニバーサル就労ネットワークちば 事務局長 鈴木 由美
  - ④ NPO法人全国コミュニティライフサポートセンター 理事長 池田 昌弘
  - ⑤ 座間市福祉部参事/福祉事務所 所長 林 星一
- コーディネーター**
- ⑥ 生活困窮者自立支援全国ネットワーク 監事 駒村 康平 (慶應義塾大学経済学部 教授)

3

## 分科会1

地域づくり 日時/11月19日(土) 10:00~12:00

### 生活困窮者自立支援事業と地域づくり

相談支援、参加支援、地域づくりの「一体的推進」は、社会的孤立の課題が大きいことを踏まえれば、きわめて重要な考え方となります。生活困窮者自立支援事業が「断らない相談」を担い、そして地域社会とつなぎ、そして、その流れを「地域づくり」につなげていくことが必要です。そのすめ方を事例を踏まえながら検討します。

- 事例発表・パネラー**
- ① 大阪狭山市社会福祉協議会 事務局長 津田 和宏
  - ② NPO法人アットマークリアスNPOサポートセンター 理事・事務局長 川原 康信
  - ③ 東広島市社会福祉協議会 地域福祉課 課長補佐兼相談支援係長 岡村 智行
  - ④ 日本福祉大学社会福祉学部 教授 原田 正樹
- コーディネーター**
- ⑤ 日本福祉大学福祉経営学部(通信教育) 教授 渋谷 篤男

大阪狭山市社会福祉協議会(大阪府)

2021年から重層的支援体制整備事業を受託。地区福祉委員会、小地域ネットワーク活動などの地域づくり事業を根幹とし、今まで社協が実施してきたさまざまな事業を活用しながら包括的相談支援事業、参加支援事業を一体的に実施。大阪の南河内地域[約]5万8千人。

東広島市社会福祉協議会(広島県)

市内日常生活圏域に配置された10名のコミュニティソーシャルワーカーが相談支援と地域づくりをつなぐ地域福祉を推進。相談支援は、生活支援センター(自立相談支援機関)、権利擁護センター(成年後見制度等)などを設置。広島市の東に隣接する。人口約19万人。

NPO法人アットマークリアスNPOサポートセンター(岩手県釜石市) 2003年にまちづくりの取り組みから始まった。NPO法人の連絡会や地域の人材育成セミナーなどを開催してきたが、東日本大震災以降は、被災地支援の中核的な役割を担い、外部支援の調整、就労支援、被災地ツアーガイドなど地域で必要とされる取り組みを行ってきた。

## 分科会2

子ども・若者支援 日時/11月19日(土) 14:00~16:00

### 「プッシュ型」「アウトリーチ型」支援への「転換」にどう向き合うのか?

不登校、ひきこもり、貧困、虐待、DV、自殺…。「生命・安全の危機」「孤独・孤立の顕在化」を指摘した「子供・若者育成支援推進大綱」。「こども家庭庁」創設に係る議論においても「誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援」が掲げられ、「プッシュ型」「アウトリーチ型」支援への「転換」が打ち出されています。コロナ禍で大きな転換期を迎える子ども・若者支援領域。今、援助者に求められるものとは何か?共に考えます。

- パネラー**
- ① 大分大学福祉健康科学部 教授 相澤 仁
  - ② 社会福祉法人子どもの虐待防止センター 理事 奥山 眞紀子
  - ③ 認定NPO法人インクルいわて 理事長 山屋 理恵
- コメンテーター**
- ④ 認定NPO法人スチューデント・サポート・フェイス(S.S.F) 代表理事 谷口 仁史
- コーディネーター**
- ⑤ NPO法人パノラマ 理事 鈴木 晶子

社会福祉法人子どもの虐待防止センター(東京都世田谷区)

社会福祉法人子どもの虐待防止センター(CCAP)は、子どもの虐待を早期に発見し、虐待防止を援助するために、1991年に設立、1997年社会福祉法人として認可された民間の団体。虐待から子どもを守り、親への支援を行っている。

NPO法人インクルいわて(岩手県盛岡市)

東日本大震災を機に「家族のカチにかかわらず、誰もが生き生きと暮らしていける包摂された社会(Inclusive Society)の実現」をビジョンに設立。ひとり親家庭支援を中心に、こどもの居場所ネットワークいわての立ち上げ運営、盛岡市自立相談、岩手県や盛岡市の家計改善支援、子どもの学習・生活支援や、岩手県男女共同参画センター、いわて被災者支援センターを運営。

認定NPO法人スチューデント・サポート・フェイス(佐賀県佐賀市)

「どんな境遇の子どもも見捨てない!」家庭教師方式のアウトリーチを基軸に社会参加・職業的自立に至るまでの総合的な支援事業を展開。「協働型」「創造型」の取組で、年8万1千件超の相談活動を展開しつつ、孤立・排除を生みない支援体制の確立を目指している。

NPO法人パノラマ(神奈川県横浜市)

高校生の予防的支援に取り組み、有給職業体験パイターンを提案、校内居場所カフェを運営。現在は、よこはま北部ユースプラザ、居場所居酒屋「汽水」、中高年ひきこもり支援事業ブリッチュを運営し、横浜北部エリアでのシームレスな支援を展開している。

4

**分科会3** 人材育成 日時/11月20日(日) 10:00~12:00  
**相談支援の質をどう高めるか～従事者の人材育成、マネジメント**

生活困窮者自立支援制度は、「人が人を支える制度」であり、相談支援の質の確保・向上のため、支援員等従事者の育成や職場のマネジメントが重要である。一方、コロナ禍において相談件数が急増するなか、支援員等の育成に課題を抱える現場も少なくありません。本分科会では、事業所内での事例検討やスーパービジョン、広域での支援員のネットワークづくり等の実践を共有し、今後支援員に求められる資質や育成のあり方、職場のマネジメント等について考えます。

- 実践事例報告**
- ①松江市社会福祉協議会 生活支援課 課長 **池田 圭介**
  - ②神栖市社会福祉協議会 事務局 局長 **橋田 勝**
  - ③千葉県生活困窮者自立支援実務者ネットワーク 事務局 局長 **及川 哲**
  - ④豊中市社会福祉協議会 事務局 局長 **勝部 麗子**
  - ⑤Optim's-pt(オプティムズ・プロジェクト) 代表 **上原 久**

**松江市社会福祉協議会(島根県)**  
 「松江市暮らし相談支援センター」を設置し、自立相談支援事業、家計改善支援事業、就労準備支援事業、一時生活支援事業を受託実施。公民館を基盤とした住民主体の地域づくりを推進している。複合的な課題を抱えた事例について社協全体で受け止め、検討する会議を設置しているほか、法テラスや臨床心理士等の専門職と連携し、ソーシャルワーク機能の向上に取り組んでいる。

**神栖市社会福祉協議会(茨城県)**  
 自立相談支援事業、家計改善支援事業、就労準備支援事業を受託実施。平成9年度から地域内の様々な医療・福祉の関係機関に呼びかけて、毎月1回「地域ネットワーク勉強会」を開催。お互いの機能を知ら合うことで連携を強化するとともに、勉強会を通じて把握したニーズから、社会資源を開発するなど、多機関の連携・協働により地域全体で相談支援の質を高める取り組みを進めている。

**千葉県生活困窮者自立支援実務者ネットワーク(千葉県四街道市)**  
 生活困窮者自立支援制度に携わる実務者が、孤立せずいきいきと業務に取り組めるようにするとともに、生活困窮者へのより良い支援と地域づくりに繋げることをねらいとして平成28年10月にネットワークを設立。実務者ミーティングを定期的に開催するほか、千葉県の従事者研修実施への協力、実務者向けのニュース配信、広域で活動する関係団体との連携等に取り組んでいる。

**分科会4** 就労促進 日時/11月20日(日) 14:00~16:00  
**自治体が進めるユニバーサル就労に学ぶ**

大阪府は、改正ハートフル条例で、事業者の「障がい者等」(つまり障がい以外の理由で働きづらさがかかえる方も含めて)の雇用率の多寡を評価する総合評価制度を導入。富土市ではユニバーサル就労推進条例の元、ユニバーサル就労支援センターを設置して、働きづらさがかかえる方と企業をつないでいます。また、千葉県では、障害者就労支援事業所で障がい者以外の方を受け入れる実験をおこなっています。3自治体の取り組みを知り、自分の自治体で何ができるかを考えましょう。

- パネラー**
- ①一般社団法人エル・チャレンジ 代表理事 **富田 一幸**
  - ②富土市福祉部生活支援課 統括主幹 **荒谷 隆治**
  - ③NPO法人ユニバーサル就労ネットワークちば 事務局 局長 **鈴木 由美**
  - ④NPO法人ユニバーサル就労ネットワークちば(社会福祉法人生活クラブ風の村 特別常任顧問) 理事長 **池田 徹**

**一般社団法人エル・チャレンジ(大阪府大阪府)**  
 エル・チャレンジは、大阪府の障害者雇用促進推進物サービス事業協同組合の愛称で、1999年設立。大阪府の「行政の福祉化」政策に基づく随意契約で約60現場を受託、「総合評価入札」や指定管理者制度等で1000人以上の政策雇用を実現。大阪府ハートフル条例に尽力した。

**NPO法人ユニバーサル就労ネットワークちば(千葉県千葉市)**  
 ユニバーサル就労(中間的就労)の普及促進を目的に立ち上がったNPO法人。現在は千葉市を中心に生活困窮者自立支援事業、ひきこもり、子ども若者総合相談等を行政から受託する他、本年度からダイバーシティ就労モデル事業(日本財団・千葉県)を開始した。

**分科会5** 居住支援 日時/11月23日(祝) 10:00~12:00  
**包括的居住支援と一時生活支援・地域居住支援事業のあり方を考える**

全世代において「住まいの不安定」の問題となっています。ホームレス対策にとどまらず、居住支援のあり方が問われています。住宅分野政策との連携の在り方、一時生活支援事業と地域居住支援事業の今後、24時間365日対応可能受け皿、居住支援の総合窓口、居住に関するケアマネージメント、人材育成、サードプレイス、つながりや社会参加等論点は尽きない。生活困窮者自立支援法の改正を見据えつつ、これからの包括的居住支援について議論します。

- 登壇者**
- ①厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 生活困窮者自立支援室 室長 **米田 隆史**
  - ②国土交通省 住宅局安心居住推進課 課長 **上森 康幹**
  - ③法務省 保護局更生保護振興課 地域連携・社会復帰支援室 室長 **西村 朋子**
  - ④座間市福祉部参事/福祉事務所 所長 **林 星一**
  - ⑤一般社団法人くらしサポート・ウィズ 理事長 **吉中 由紀**(全国居住支援法人協議会 理事)
  - ⑥NPO法人ワンファミリー仙台 理事長 **立岡 学**(一般社団法人全国日常生活支援住居施設協議会 代表理事)
  - ⑦NPO法人やどかりサポート鹿兒島 理事長 **芝田 淳**(一般社団法人居住支援全国ネットワーク 理事長)
  - ⑧認定NPO法人抱樞 理事長 **奥田 知志**(ホームレス支援全国ネットワーク 理事長)

**認定NPO法人抱樞(福岡県北九州市)**  
 北九州市を中心に、下関市、福岡市、中間市において生活困窮者支援活動を行う。行政機関とも連携し、これまで3,500人を超えるホームレスの居宅設置・自立支援を実施。現在は、子ども、障がい者、高齢者、刑余者等の総合支援を展開。

**NPO法人やどかりサポート鹿兒島(鹿兒島県鹿兒島市)**  
 2007年、障がい者やホームレス生活者に対する連帯保証の提供のために設立されたNPO法人。現在、約180名を連帯保証。現在は、地域福祉の担い手が「支援者」となり「連帯保証」とともに「つながり」を提供する「地域ふくし連帯保証」を展開している。居住支援法人。

**分科会6** 家計改善支援 日時/11月23日(祝) 14:00~16:00  
**権利擁護支援と家計改善支援事業との連携～共に支え合う地域づくりを目指して～**

地域共生社会の実現に向けて、成年後見制度、日常生活自立支援事業等、多様な権利擁護支援策の展開が求められる中、権利擁護支援と家計改善支援事業は、共通の理念を土台とすることから、協力して支援を行うことが重要となります。そこで、これら制度の役割を踏まえ、権利擁護支援と家計改善支援事業の連携の在り方を考えます。

- パネラー**
- ①豊田市福祉総合相談課 主任主査 **安藤 亨**
  - ②NPO法人 知多地域権利擁護支援センター 理事長 **今井 友乃**
  - ③座間市社会福祉協議会 地域福祉課生活相談係 係長 **加藤 あずさ**
- コメンテーター**
- ④上智大学総合人間科学部社会福祉学科 准教授 **鈴木 奈津子**
  - ⑤グリーンコープ生活協同組合連合会 生活再生事業推進室長 **行岡 みち子**
- コーディネーター**
- ⑥明治学院大学社会学部 教授 **新保 美香**
  - ⑦生活困窮者自立支援全国ネットワーク 理事 **生水 裕美**

**NPO法人 知多地域権利擁護支援センター(愛知県知多市)**  
 2008年から知多半島の行政から委託を受け、成年後見に関してのあらゆる相談から、法人後見受任まで行っているNPO法人。財産管理センターの成年後見ではなく、本人中心に本人の生活を寄り添いながら一緒に考え、地域福祉・権利擁護支援の視点で活動している。

**グリーンコープ生活協同組合連合会(福岡県福岡市)**  
 平和、環境、高齢者への在宅支援、子育て支援、生活再生事業などに積極的に取り組む。中でも家計の視点から、相談者の抱えている課題を見直し整えていくことに力を入れ、西日本を中心に9県で自立相談支援や家計改善支援、子ども支援、就労支援を実施。

**分科会7** 就労支援の機能強化 日時/11月26日(土) 10:00~12:00  
**変化する「無料職業紹介の活用」:施策と実務のあり方を探る**

「無料職業紹介の活用(以下「活用」)は、就労訓練事業とともに推奨され、独自の求人開拓や求人内容のアレンジなどが工夫され、企業との関係づくりも進みました。見学や就労体験などの就労準備支援と一体となった職業紹介、多様な雇用の開発の動きもあります。しかし、普及は3割程度。改めて「活用」は単なる紹介の手続きなのか?期待される効果は何か?「活用」の活動は?「特開金」の活用との関係は?活動事例を交えながら議論します。

- パネラー**
- ①一般社団法人パーソナルサポートセンター 自立相談支援部長 **平井 知則**
  - ②豊中市市民協働部 参事・くらし支援課長 **瀧政 宏司**
  - ③無料職業紹介所・豊中 企業支援チーム **常松 順子**
  - ④公益社団法人北海道地方自治研究所 研究員 **正木 浩司**
- コーディネーター**
- ⑤A'ワーク創造館 副館長・就労支援室長 **西岡 正次**

**一般社団法人パーソナルサポートセンター(宮城県仙台市)**  
 分野の異なる団体が連携し、安定した生活を送ることが難しい状態にある人たちに寄り添う伴走型支援を行っている。仙台市をはじめ宮城県内の広い地域で展開する生活困窮者自立支援事業を通して、相談者が抱える困りごとや生きづらさ、一人ひとりの状況に応じた支援を実践している。

**公益社団法人北海道地方自治研究所(北海道札幌市)**  
 2018年に創立50周年を迎えた地方自治の研究機関。北海道をフィールドに自治体職員や住民団体の活動や自治労の取組みを支えている。通巻640号を超えた「所報」は現場に根ざした自治研活動について寄り添ってきた。

A ワーク創造館(大阪府大阪市)

就労支援のプログラムや企業等を含む仕組みづくりを実践。ユニバーサル志業センターとともに、地域づくりや参加支援の観点から、仕事・就労支援に関わる多様な担い手参加型ワークショップや庁内外連携による活動改善や事業創造に取り組む。

分科会8 活躍支援 日時/11月26日(土) 14:00~16:00  
 続・地域を元気にする『活躍の地域・場』づくり

パンデミックによってどの地域も簡単に元に戻れないと実感する毎日です。また元に戻ることが地域づくりかという問いもあります。政策もテクニカルな手法も地域づくりには大事ですが、このセッションは地域に生きる人となり焦点をあてます。都会や都市の遠いより活躍している人たちのきらいごとで清まない生き様にこそ地域が元気になる、とっておきのエモーションがあるのです。その時間を共有しましょう。

- パネラー ①NPO法人地域の寄り合い所また明日 代表理事 森田 真希 ②川根振興協議会 会長 辻駒 健二
- コメンテーター ③一般社団法人創路社会的企業創造協議会 代表理事 柳部 武俊 ④NPO法人全国コミュニティライフサポートセンター 理事長 池田 昌弘
- コーディネーター ⑤東北福祉大学 総合マネジメント学部 教授 高橋 誠一

NPO法人地域の寄り合い所また明日(東京都小金井市)  
 ひとつ屋根の下で、認知症の方のアイホーム、認可保育園、誰でも気軽に立ち寄れる寄り合い所の3つの事業を行う多目的福祉施設。これらに合わせ地域を元気にする様々な関わり作りに取り組んでいる。

川根振興協議会(広島県安芸高田市)  
 1972年から始まっている旧高宮町川根振興協議会のまちづくり活動。閉店後の農協の店舗とガソリンスタンドを譲り受けての営業や、廃校となった中学校の土地を利用したエコミュージアムでの飲食と宿泊サービスの提供、地域でのタイサービスなど多用であり、地元住民が「心の過疎」からの脱却を目指し、地域で「自分たちがどう生きるか」を追求している。

一般社団法人創路社会的企業創造協議会(北海道釧路市)  
 生活困窮者自立支援制度の自立相談支援事業や就労準備支援事業等の実施団体。制度施行前から漁網の整備作業などの「中間的就労」に取り組む。平成28年度からは地域食堂、農機連携、「働きづらさを抱える方」の就労支援を通じて地域づくりに取り組む。同会の「中間的就労」は平成30年度厚生労働省に詳しい。

NPO法人全国コミュニティライフサポートセンター(宮城県仙台市)  
 子どもから高齢者まで障害のあるなしに関わらず普通に暮らせる社会の実現を目指し1999年発足。福祉や介護の望ましいあり方についての調査研究や情報収集・発信に取り組む。近年は日常の暮らしのなかにある住民同士の支え合いを「地域のお宝」とし、制度やサービスに頼らない、お宝を生かす地域づくりを推進。

分科会9 支援者支援 日時/11月27日(日) 10:00~12:00  
 生活困窮者支援における支援者支援とは~支援者自身を孤立させないネットワーク~

災害、緊急対策、物価高騰など生活困窮者支援制度への期待と不安が高まる中、支援者の負担は増大していくことが予想されます。また、新法ゆえに支援者自身が孤立している現場も少なくありません。困窮者の孤立を防ぐためにはたらく支援者に寄り添える場所とは、自分たちの地域ではどのような取り組みが必要なのか、官民が連携しながらお互いに伴走しあえる地域と関係性を構築していくため、現在までに発展してきた各地域におけるネットワークや支援者支援の取り組みを学び、情報共有を行います。

- パネラー ①かながわ生活困窮者自立支援ネットワーク 事務局 川崎 あや ②福岡県困窮者支援ネットワーク みんなネット 代表 権藤 俊介
- ③鹿児島県 社会福祉課 主幹兼地域福祉支援係長 永留 康秀 ④NPO法人コミュニティワーク研究実践センター (後方支援プロジェクト) 主任 佐渡 洋子
- 地域福祉支援係主査 菊池 菜穂子 (企画委員会メンバー) 始良市社会福祉協議会 地域在宅福祉課地域福祉係長 丸野 光俊
- コメンテーター ⑤中核地域生活支援センターがじゅまる (市川市生活サポートセンターそら 主任相談支援員) センター長 朝比奈 ミカ ⑥厚生労働省 社会・援護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室 室長補佐 余語 卓人
- コーディネーター ⑦生活困窮者自立支援全国ネットワーク 事務局長 行岡 みち子

かながわ生活困窮者自立支援ネットワーク(神奈川県)  
 2017年に神奈川県内の生活困窮者支援に関わる団体のネットワーク組織として設立。神奈川県とも協働し、官民の支援関係者が情報・意見交換する「ネットワーク会議」の開催や、相談支援機関・団体のポータルサイト「かながわ生活応援サイト」を運営している。

福岡県困窮者支援ネットワーク みんなネット(福岡県)  
 2019年、福岡県で困窮者支援に関わる人のネットワークを形成して、様々な情報交換を行い、困窮者支援を地域に広げていくため、困窮者支援に携わっている支援員と弁護士、司法書士で福岡県困窮者支援ネットワークみんなネットを設立。現在、会員は100名で、現場の活動を踏まえた「研修会」「事例検討会」を定期的(年2回程度)に開催している。

NPO法人コミュニティワーク研究実践センター(北海道札幌市)  
 2020年度より、READYFOR・厚生労働省より助成を受け、コロナ禍で疲弊する生活困窮者支援現場の孤立を防ぐため情報交換会の開催、実態調査、衛生対策支援、社会資源開拓などの後方支援を実施してきた。2015年からリレー方式で行ってきた道央圏情報交換会の繋がりをベースに北海道内での生活困窮者支援ネットワークを構築中。

中核地域生活支援センターがじゅまる・市川市生活サポートセンターそら(千葉県)  
 がじゅまるは、2004年に千葉県が県内13か所に設置した対象を限定しない包括的相談支援事業の一つ。その実績で市川市から生活困窮者自立支援事業の委託を受け、市行舎生活支援課内の窓口を運営。中核センターは全県のセンターで組織する連絡協議会の活動が活発で、困窮者支援のネットワークづくりにも活かされている。

開催スケジュール

2022年(令和4年)		11月			November	
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3 文化の日	4	5
6	7	8	9	10	11	12 全体会1 (PM)
13	14	15	16	17	18	19 分科会1 (AM) 分科会2 (PM)
20 分科会3 (AM) 分科会4 (PM)	21	22	23 勤労感謝の日 分科会5 (AM) 分科会6 (PM)	24	25	26 分科会7 (AM) 分科会8 (PM)
27 分科会9 (AM) 全体会2 (PM)	28	29	30			

参加申し込み方法のご案内

お申込みは下記専用ページよりお申込みいただけます。

●困窮者支援情報共有サイト~みんなつながるネットワーク~  
 URL <https://minna-tunagaru.jp/> (大会案内ページよりお申込みください)  
 ■スマートビット(コンビニ決済システム)は手数料無料です。

①参加申し込みフォームでのお申込み受付後、スマートビットより、1週間以内に大会参加費の請求書がメールにて届きます。  
 ②参加費3,000円を支払期日までにコンビニ(ローソン・ファミリーマート・ミニストップ)にてお支払いをお願いします。  
 ③入金確認後、事務局よりオンライン参加方法についての案内をメール送付します。  
 ■請求書の発行が必要な場合は、銀行振込(手数料参加者負担)となります。  
 参加申し込みフォームからダウンロードできる専用申込書でお申し込みください。

**申込締切日 2022年11月4日(金)**

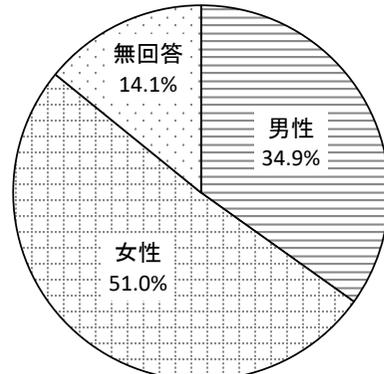
厚生労働省委託事業

- 会員申し込みについて
- 一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク  
 〒169-0072 東京都新宿区大久保2-4-15 サンライズ新宿3階  
 TEL/03-3232-6131 FAX/092-481-7886  
 Email: info@life-poor-support-japan.net
- 「生活困窮者自立支援全国研究交流大会」  
 事務局:全国コミュニティライフサポートセンター  
 〒981-0932 宮城県仙台市青葉区木町16-30 シンエイ木町ビル1階  
 TEL/022-727-8730 FAX/022-727-8737  
 大会URL:www.life-poor-support-japan.net
- 参加申込や内容に関するお問い合わせ先

# 第9回生活困窮者自立支援全国研究交流大会アンケート集計結果 2022年11月12日-27日【参加申込者属性】

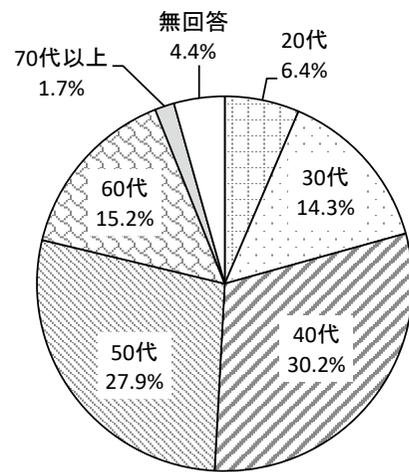
## ①性別

男性	543	34.9%
女性	794	51.0%
無回答	220	14.1%
合計	1,557	100.0%

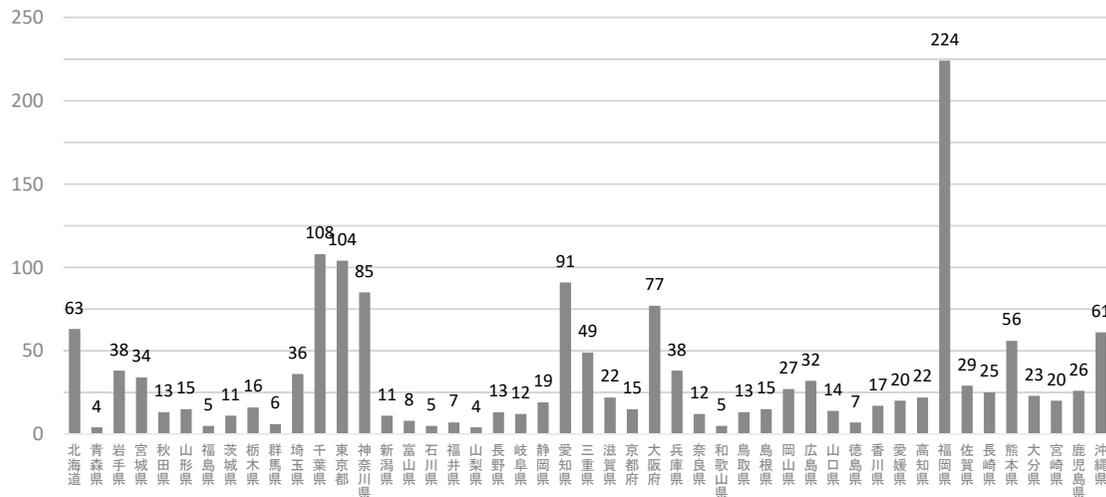


## ②年代

10代	0	0.0%
20代	100	6.4%
30代	222	14.3%
40代	470	30.2%
50代	434	27.9%
60代	237	15.2%
70代以上	26	1.7%
無回答	68	4.4%
合計	1,557	100.0%

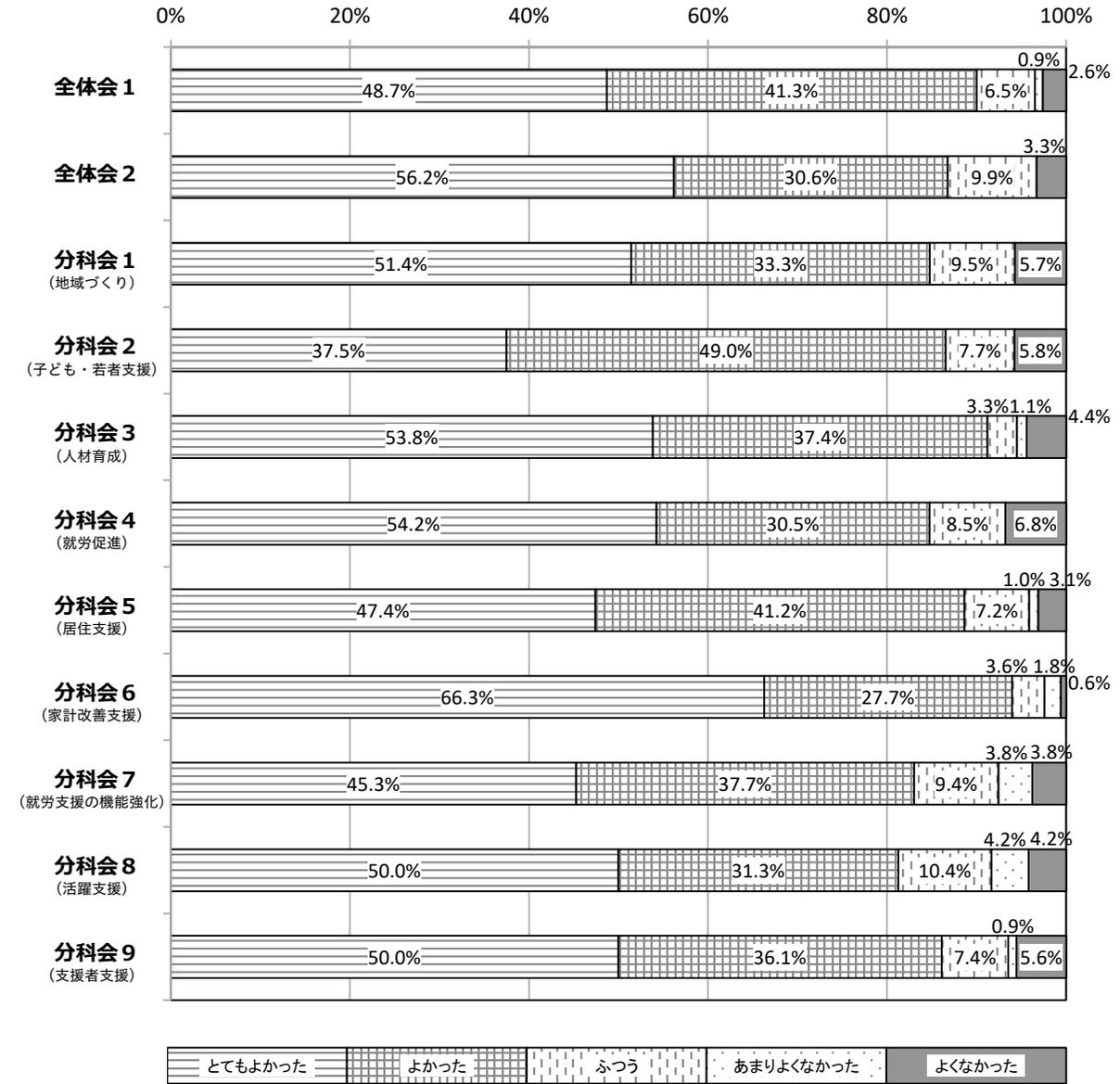
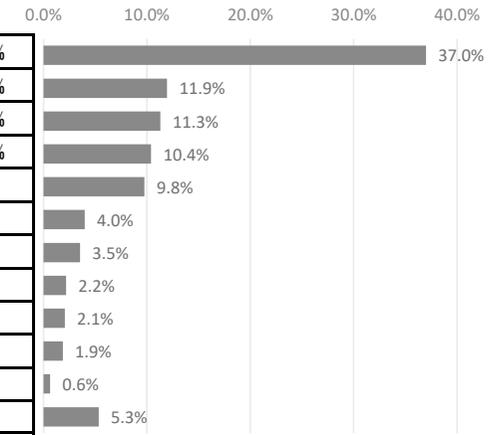


## ③住所



## ④所属

社協	576	37.0%
社会福祉法人(社協以外)	186	11.9%
行政	176	11.3%
生活協同組合	162	10.4%
NPO法人	152	9.8%
社団法人・財団法人	62	4.0%
労働者福祉協議会	55	3.5%
ワーカーズコープ	34	2.2%
大学・調査研究機関	32	2.1%
株式会社	29	1.9%
法律家	10	0.6%
その他	83	5.3%
合計	1,557	100.0%



※“該当しない”を除いて算出

## 自由記述

### 【第一部シンポジウム】『伴走型支援の現在そして可能性 多重不安の時代に地域社会の根幹を支える』について

伴走型支援の必要性、ナラティブの力を実感できました。エビデンス偏重や現実のハードルの高さに潰されそうな心持ちになることがありますが、エールを送っていただいたような気持ちです。「支える・支えられる」を越え、支え合う社会や町の実現に向けて一歩ずつ進めていきたいと思います。

伴走支援の現在地と到達点、そして当事者研究や仕事の出番を本人からの視点で見つめること、居場所づくりの可能性を感じることができました。どうしても世の中では「課題解決」を簡単に言ってしまうのですが、当事者本人との人間味ある出会いとつながりからとらえなおすと、それが始まりだなと感じました。

つなげる、関わる人を増やすという言葉聞いて、支援を振り返り、まだできることがあることに気づくことができました。野々村さんの行動力のすごさと考え方「本人にとって丁度いい働き方」「ひきこもりの人の素敵を見つける」「課題を持っている人ではなく、すごいことができる人」との言葉に、見方を変えて接していくことが素晴らしいと思いました。私も視点を変えてみようと思います。

今回のシンポジウムを通じて、特別なことを実施する必要性はないと強く感じました。しかし、何か(ex. こども食堂、高齢者の居場所)をやりたい人と事業をつなぐのは、地域福祉を担う行政や社協の役割だと考えるので、地域に積極的に働きかけるとするのが最初の一步かと感じます。

### 【第二部シンポジウム】 『生活保護制度と生活困窮者自立支援制度の新たな連携』について

制度の連携だけでなく、ケースワーカーの役割にまで言及されていたので、相談する側、される側の両方の視点で考えることができました。

生活困窮者制度と生活保護制度の関係性について、とても分かりやすく、理解が進みました。特に生活保護の現場にいるものとして、ケースワークのあり方の議論について共感できることが多くありました。成年後見人制度、医療同意や施設の保証人の問題、通院介助等、すべての人が安心して暮らせるよう、国として根本的、総合的に法や制度を議論する時期にきていると思います。

生困から生保へつなげたら支援は終了となりがちですが、そうではなくつなぐときの情報共有や保護開始後のケアの検討もとても大事だと思います。連携の制度体制もこれから整えていくべきだと思います。

池谷教授のケースワークとは何かという点についてより掘り下げたお話がとても印象に残りました。「生活上の課題の多くは被保護者か否かの問題ではなく、広く地域の支援システムが必要である」という言葉に共感しました。

### 【分科会1】『生活困窮者自立支援事業と地域づくり』について

重層的支援という名称や仕組みにこだわり過ぎず、横のつながりを強化していくことこそ本懐であり、結果として層が厚くなっていくといった支援が大切なのだと考えさせられました。

実践を踏まえての意見を聞くことができ、地域づくりについて考えるきっかけとなりました。行政の福祉職として個別支援を行っていますが、どのような地域共生社会を作るのかをもっと意識していく必要があると感じました。

地域づくりと困窮者支援のつながりについての指標が見えたような気がします。これから考えを深めながら私なりのできる支援に取り組んでいきたいと思っています。

行政の視点における地域づくり、NPOの住民が主体になっての地域づくりなど、目線を変えて、それぞれの違いを学ぶことができた。

### 【分科会2】『「プッシュ型」「アウトリーチ型」支援への「転換」に どう向き合うのか?』について

子どもの権利など、支援をする上で大切なことをいつも学びなおしていくことの大切さを再確認しました。

子どもや若者が自分たちの権利を主張できる地域を作っていきたいと思えた。

子ども・若者・家族支援の支援についてさらに学びたいと感じました。大人の方々に関わる機会が多いのですが、幼少期の環境がもっと違っていたら、もっと違った人生を歩めたかもしれないと日々感じています。

「親も守られている感覚を持てる支援」をすることで親も子どもを守ることができる、ということに特に共感しました。

### 【分科会3】『相談支援の質をどう高めるか～従事者の人材育成、マネジメント』 について

魅力的な取り組みの基底には個別の出会いがある、ということを書いてもらったことが力になった。一つのグッドストーリー、当事者の語り、それが最も説得力があり、支援者のエネルギー源になると思います。その熱を一人で持ち続けることは時に難しく、やはりチームでの支援も本当に大切であると、改めて実感できました。

相談支援の質を高めることの大切さを組織として取り組むことの重要性を学ぶことができました。社会的包摂を基本的な考えを持って支援することの重要性を改めて理解でき、今後の相談支援に活かしていきたいと思っています。

人材育成はとても大きな課題です。「地域」をどう理解してもらうのか、自分事として困窮者の課題をとらえてもらえるのか思い悩んでいました。まずは、お互いの気づきを共有し、職場ですぐに出し合える環境構築から始めたいと思います。

<b>【分科会4】『自治体が進めるユニバーサル就労に学ぶ』について</b>
自治体を動かして条例策定まで成し遂げたことに対して尊敬するとともに、自分の地域でできることがあるのではないかと、希望を持ちました。
現制度で対応できない隙間にいる方に対する支援をどう充実化していくか、それぞれの地域の実情に合わせて考えていく必要があることを改めて感じました。そして新しい取り組みを行っていくときに自治体や地域の関係機関をどう巻き込んでいくか、そのために大切な姿勢ややり方のヒントをもらえたと思います。
ユニバーサル就労という、世の中に必要であった働き方を、ゼロから1に創り出し、今も育てていることに感動しました。その創出や展開に、官民の連携、必要と感じる人々からのソーシャルアクションが必要であるということ強く感じました。就労支援の現場で感じる『メニューや選択肢の少なさ』逆に言えば『その必要性』を核として、活動していこうと思いました。
<b>【分科会5】『包括的居住支援と一時生活支援・地域居住支援事業のあり方を考える』について</b>
厚生労働省、国土交通省、法務省のご担当者が集まっている研修会はこれまでに参加したことがなく、勉強になりました。支援者は不動産会社の人と対で構えてしまうことが多いと思いますが、不動産会社の方の気持ちやお立場については思いをはせたことがなかったように思います。お互いの立場から一緒の方向を向いて考えることができるといいなあと思いました。
一時生活支援事業、地域居住支援事業について理解ができた。住居の喪失や喪失のおそれがある方を支援するうえで、住居確保の支援が進まない場合があります。社会資源を理解し、より多くの支援機関と連携（つなぐ）することで、本人の希望を少しでも叶えることができるような支援につないでいきたいと思います。
高齢者障がい者に家を貸すことに7割の業者が拒否感を持っていることを知り、家だけでなく他のことにも通じる割合かと思えました。当事者がつながり、仲間を作り、仲間同士で支えあう仕組み作り社会的役割の発生・希望）が答えのひとつになると知りました。相談後、自分は屋根のある家に戻り、相談者は屋根なしのところに戻る現実の悲しみをどうにか狭める努力をしていきたいと思いました。
<b>【分科会6】『権利擁護支援と家計改善支援事業との連携～共に支え合う地域づくりを目指して～』について</b>
「本人の意思」と支援者としての思惑とのすり合わせについて、経験豊富なパネラーの皆様とチャット参加者の方と、皆さんが向き合っておられる課題なんだなあと改めて実感でき、頼もしい思いになりました。
制度を使って相談者を助けたい気持ちを持ち、しかし制度の狭間で悩み、どうしたら当事者の尊厳を保ちながらの支援ができるのかの報告を聞いてよかったです。行岡さんが「スキルよりハート」寄り添う支援を持ちつつ、支援者ががんばりすぎないという言葉が印象的でした。
権利擁護支援も家計改善も、本人の意思決定に重きを置いて、連携しながら熱い思いで続けていることが分かりました。ざっくばらんに、困っていることを出し合い、何とか助け合おうとする姿から元気をもらうことができました。一人で考え込んだり、頑張らなくていいと温かい言葉に包まれました。

<b>【分科会7】『変化する「無料職業紹介の活用」：施策と実務のあり方を探る』について</b>
就労支援員として今年度従事しているが、現場で日頃感じていた葛藤や疑問が今回の研修で学ぶことで整理できたように思います。就労支援を体系的にも整理できたことで、日頃連携している機関とより連携を深められると思いました。
今年の10月から異動になり初めて就労準備支援を行っています。なかなか対象の利用者も増えず、企業とのやりとりの仕方もわからず悩んでいたところでした。今の自分にぴったりの研修内容でとてもためになりました。マッチングするまでには、利用者のことを知る必要があり大変だと思いますが、とてもやりがいがあると感じています。頑張ろうと思いました。
自治体等の無料職業紹介について、全く知識が無かったため大変勉強になりました。今日の分科会の内容を聞いて、仕事に相談者を合わせる支援になっていることに気づかされました。就労支援の考え方が変わりました。
<b>【分科会8】『続・地域を元気にする『活躍の地域・場』づくり』について</b>
地域の人々の優しさと協力で成り立つ地域社会を知ることができました。現在の貨幣経済優先の社会構造ではなく、暮らす人々が協働することによって織りなす社会においては、困窮、障害、高齢、子育てといった総合的な福祉の概念を包摂する社会の可能性を示唆していただいたと思います。国、行政として地域共生社会にできることは何か、改めて考えさせられる機会となりました。
これからの豊かな可能性と失われようとしている共同体の現実を学ばせていただいた。小金井はその豊かさに涙がでそうな感動を覚え、重層的支援体制整備事業の目指すべきひとつの形ではないかと感じた。川根は地域全体がひとりの相談者のようでその「地域（相談者）」に寄り添う必要性を思った。地域がなくなることは避けられないかもしれないが、そこで暮らしたい方（暮らしている方）がいる限りは、その方の心豊かな生活について一緒に考えていける社会の一員でありたいと思う。
つながりの貧困について自分の周りにはあまりないと思っていたが、心あたりがあることに気づく。「つながる」とは地域を愛すること、地域に暮らす人々を愛することだと感じた。
<b>【分科会9】『生活困窮者支援における支援者支援とは～支援者自身を孤立させないネットワーク～』について</b>
多機関協働事業においても、支援者が一人で抱え込まず、チームで受け止める体制ができれば、支援者が断らずに安心して受け止められるということにつながるかと思います。多機関事業を担当する者として、一番大事な視点をあらためて実感することができました。多機関事業の担当者が、生困支援のネットワーク作り含め、各市町における支援者が孤立しない取り組みのハブ：専従的な役割になり得るのかもと感じたところです。まずは自市において、支援者同士のつながり作りをやってみたいと思います。
「断らない支援」をモットーに日々現場におりますが、苦しいのは本音。鹿児島県の丸野さんの「支援者にも居場所を」という取り組みにホッとしました。支援者同士のネットワークでは、支援のあるべき論に終始してしまい、つながり自体がプレッシャーになってしまうこともあります。まずは笑い合える仲間になっていくことから良いのだと感じ、ふっと肩の力が抜けました。

支援者の孤立防止へのヒントをいただきました。まずは近隣市町村と検討していきたいと強く思えた内容でした。
<b>【全体会2】『私たちが住みたい地域でつながることの意味を考える』について</b>
地域とのつながりを増やしていくことが相談者にとっても、地域の人たちにもさまざまな影響をお互いに与えることになり「つながりが大事」と強く思いました。これから支援していく中で今日学んだことを活かしていけるようにしたいと思いました。
先進的な事例をいくつも聞いて参考になりました。また、各登壇者の失敗談にクローズアップしていただいたことは大変良かったと思います。先進的な取り組みをされてきた方たちも失敗を重ねながら進んできたことがわかり、自身の相談支援、所属する事業所のこれからの取り組みについての励みになりました。
それぞれの皆さんの話がとても参考になりました。生困事業は、支援の現場では個別課題解決だけに目が向いている現状があります。問題が起きていることの解決だけではなくもともとの課題をきちんとみていく、解決が難しくても伴走し、その人と相談しながら寄り添っていくことが大事なことだと大会を通して改めて感じました。その人が地域でどう暮らしていきたいか、個別支援と地域づくりの一体的支援、ソーシャルワークの視点が重要だと感じたので日常業務でも発展できるように頑張りたいと思いました。
<b>その他、本日の内容についてお気づきの点</b>
これほど様々な立場の方のお話を一挙に聞ける機会はないと思うので、良い機会になりました。
毎回、参加するたびに何かしらの気づきをいただけて、業務のモチベーションアップにつながっています。
重層的支援体制整備事業を行うのであれば予算だけでなく全体的な支援の枠組みの在り方自体を包括的に変えていく必要があるように思いました。その枠組みの必要性を認識する契機になるよう、生活困窮者自立支援制度による取り組み進めていきたいと感じました。
チャットはリアルに質問ができる点がい反面、見にくく、意図が読みづらいと感じました。
多くのチャットの内容を読むと、参加者も日々の相談業務の中で悩み苦しんでいることがわかり、共感できたことで気持ちが楽になりました。
スライドの順番と資料の順番をできる限り変えないでほしいし、スライドがないものについてはそのように説明してほしい。
毎回、参加してよかったと思うのですが、対面だった時の方がより感じていたと思います。雰囲気は、その場で味わいたいなとも今年も思いました。
今回はリアルで北海道とのことでしたが、北海道までは行けません。何卒オンラインの併用もご検討いただきたく、よろしくお願い申し上げます。
アンケートの性別欄について、性的マイノリティにより配慮した項目作りをしていただければ幸いです。(自由記入欄を設ける、性別情報収集の目的を明記するなど)

## 「一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク」の会員募集

生活困窮者支援の体制が全国で構築されるに当たり、幅広い各層からの参加が大切と考えますので、お申し込みをお待ちしております。

※設立趣意書の抜粋

<b>1. 趣旨</b>
○生活困窮者自立支援制度の導入を踏まえ、現場で生活困窮者に対する支援に携わる支援員(以下「支援員」)や学識経験者が、職種や所属等を超えて相互に交流し、資質の維持・向上や関係者間の連携の確保を図るとともに、関連政策の推進を図っていくことを目的とする。
<b>2. 組織</b>
(1)生活困窮者自立支援制度における「自立相談支援事業」、「就労準備支援事業」、「就労訓練事業」、「一時生活支援事業」、「家計相談支援事業」または「学習等支援事業」などに携わる支援員若しくは学識研究者、行政関係者であって、本ネットワークの趣旨に賛同する個人を社員および会員とし、応援する団体を賛助団体とする組織とする。 (2)本ネットワークは、社員および会員からの会費収入、賛助団体からの会費および特別会費等によって運営するものとする。
<b>3. 主な活動内容</b>
(1)「全国研究交流大会」の開催 全国の支援員や学識経験者、行政関係者等幅広い関係者が集い、現場の活動を踏まえた研究発表やシンポジウム、ワークショップなどによる意見交換、政策提言を行うことを目的として「全国研究交流大会」を定期的(年1回程度)に開催する。 (2)支援員に対する「実践的研修セミナー(仮称)」の開催及び情報交換等 現任の支援員を対象に「実践的研修セミナー」の開催(全国各地で複数回開催)及び情報交換等、支援員の実践的な能力と資質向上を目指す。 (3)行政等に対する政策提言など 生活困窮者自立支援の現場の意見を集約し、必要に応じて行政等に対して政策提言を行う。 (4)その他前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業

○年会費 : 1,000円

○特典 : 会報やメールマガジン、ホームページにて、最新の情報をお届けするとともに、希望者は部会に参加することができます。

○申込 : 生活困窮者自立支援全国ネットワークの申込フォームから申込ください。

⇒(申込フォーム) <https://life-poor-support-japan.net/join/>



※個人での申込みとなりますので団体名での登録はできません。

# 家計部会を設置!! スキルアップをサポート!!

この度、当ネットワークの新たな独自事業として、家計改善支援員の連携と人材育成をテーマとした部会を設置することになりました。部会では、家計改善支援に関する支援員相互の情報交換や支援ノウハウの交換など、身近な学びの場を整えていきたいと考えています。支援員の皆さまと一緒に作り上げていく部会として、全国の支援員の皆さまのご参加を心からお待ちしています!

生活困窮者自立支援全国ネットワーク家計改善支援部会

呼びかけ人 新保美香 生水裕美 鎌木奈津子 行岡みち子

## 本部会のポイント

- 家計改善支援員をはじめ、困窮者支援に従事する支援員は経験年数を問わず誰でも参加できます。
- 全国の支援員とのつながりができ、全国6ブロックごとの交流ができるような部会を目指していきます。
- 部会への参加は、全国ネットワーク会員が対象です。(年会費千円)
- 基本的に1~2カ月に1回程度の活動を予定し、参加は無料です。
- オンライン(zoom)で全国から参加できます。
- 部会での課題や成果は全国研究交流大会の分科会等につないでいきます。



## 家計改善支援部会のすすめ方

- 研修や交流のテーマ設定は、時期に応じた社会的な課題や参加する支援員の希望を優先します。
- 家計改善支援事業の必須事業化が議論されている中での支援の在り方についても議論します。
- 令和5年1月から特例貸付の償還開始が見込まれる中での支援現場の課題なども学び合います。
- 日頃気になっているツールの使い方や活かし方について、学び合います。
- その他、一人ひとりの意見を大切にしながら、みんなで楽しく進めて行くことを基本とします。

申込

会員への入会手続きは、HPの「入会案内」の入力フォームからどうぞ。

<https://life-poor-support-japan.net/join/>

方法

年会費は手続き後にスマートピットにて請求書をお送りしますので、お近くのローソン、ファミリーマート、ミニストップでお支払いください。

家計改善支援部会で学びたいことや期待することはこちらから入力してください。

<https://forms.gle/9fMrsf3soRW8y5jb7>

会員への入会  
はこちらから



現在会員の皆様もお申し込みが必要です。よろしくお願いたします♡

家計改善部会へのご意見・ご要望  
はこちらから



<お問い合わせ先> 一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク TEL:03-3232-6131 Mail: info@minna-tunagaru.jp

## 一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク 役員一覧

<役員>

役職	氏名	所属
代表理事	岡崎 誠也	高知市長
代表理事	奥田 知志	認定NPO法人 抱樸
理事	池田 徹	社会福祉法人 生活クラブ風の村
理事	櫛部 武俊	一般社団法人 釧路社会的企業創造協議会
理事	渋谷 篤男	日本福祉大学
理事	生水 裕美	一般社団法人 いのち支える自殺対策推進センター
理事	新保 美香	明治学院大学
理事	鈴木 晶子	NPO法人パノラマ
理事	高橋 良太	社会福祉法人 全国社会福祉協議会
理事	田嶋 康利	日本労働者協同組合(ワーカーズコープ) 連合会
理事	谷口 仁史	認定NPO法人 スチューデント・サポート・フェイス
理事	新里 宏二	新里・鈴木法律事務所
理事	西岡 正次	A'ワーク創造館(大阪地域職業訓練センター)
理事	原田 正樹	日本福祉大学
監事	駒村 康平	慶應義塾大学

事務局長	行岡みち子	グリーンコープ生活協同組合連合会
事務局次長	池田 昌弘	NPO法人 全国コミュニティライフサポートセンター

顧問	村木 厚子	
顧問	鈴木 俊彦	
顧問	山崎 史郎	
顧問	宮本 太郎	

「第9回 生活困窮者自立支援全国研究交流大会」報告書

2023年2月28日

---

一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク

〒169-0072

東京都新宿区大久保2-4-15 サンライズ新宿3階

TEL 03-3232-6131 FAX 092-481-7886

E-mail [info@life-poor-support-japan.net](mailto:info@life-poor-support-japan.net)

URL <https://www.life-poor-support-japan.net/>

---

編集／全国コミュニティライフサポートセンター

デザイン・印刷／東北紙工株式会社